

奈義町地域防災計画

奈義町防災会議

資 料 編

目 次

(資料1—1)・・・・	奈義町防災会議条例
(資料1—2)・・・・	奈義町防災会議運営要綱
(資料1—3)・・・・	奈義町防災会議委員名簿
(資料2—1)・・・・	奈義町災害対策本部条例
(資料2—2)・・・・	奈義町災害対策本部規程
(資料2—3)・・・・	災害対策本部等非常配置要領
(資料2—4)・・・・	非常配備編成計画表
(資料2—5)・・・・	災害対策本部組織編成表
(資料2—6)・・・・	班の編成及び所掌事務
(資料3)・・・・	自主防災組織等
(資料4)・・・・	避難勧告等の発令基準
(資料5)・・・・	電力、水道施設・設備等
(資料6)・・・・	指定緊急避難場所・指定避難所等主要避難路等一覧表
(資料7)・・・・	危険物等取扱場所
(資料8)・・・・	建設業者名簿
(資料9)・・・・	運送業者名簿
(資料10)・・・・	町保有車両一覧表
(資料11)・・・・	ヘリポート適地
(資料12—1)・・・・	防災備蓄倉庫一覧表
(資料12—2)・・・・	県・市町村目標備蓄量
(資料13)・・・・	防災関係マップ
	①防災マップ ②地震への備え ③ため池ハザードマップ
(資料14)・・・・	過去の災害記録
(資料15)・・・・	通信施設整備状況
(資料16)・・・・	雨量等観測所一覧表
(資料17)・・・・	土砂災害警戒区域
(資料18)・・・・	土石流等危険区域箇所
(資料19)・・・・	地すべり防止区域
(資料20)・・・・	急傾斜地崩壊危険箇所(自然斜面)
(資料21)・・・・	急傾斜地崩壊危険区域
(資料22)・・・・	雪崩危険箇所
(資料23)・・・・	山地災害危険地区
(資料24)・・・・	防災重点ため池
(資料25)・・・・	消防力一覧表
(資料26)・・・・	緊急食糧調達先一覧表
(資料27)・・・・	医療施設一覧表
(資料28)・・・・	災害応援協定一覧表及び協定書

- (資料29)……………奈義町業務継続計画
- (資料30)……………島根原発災害に備えた奈義町避難者受入計画
- (資料31－1)……………1次避難所運営マニュアル
- (資料31－2)……………2次避難所等運営マニュアル
- (資料32)……………災害ボランティア受入れマニュアル
- (資料33)……………災害時受援計画

(資料 1 - 1)

○奈義町防災会議条例

昭和 40 年 7 月 29 日

条例第 22 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき奈義町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 奈義町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて奈義町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、県、関係市町村及び関係機関相互の連絡調整を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は 20 人以内とし、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 美作県民局長
- (2) 陸上自衛隊日本原駐屯地司令
- (3) 美作警察署長
- (4) 消防団長
- (5) 自主防災組織連絡協議会長
- (6) 教育長
- (7) 町長が職員のうちから指名する者
- (8) その他関係団体の代表者

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、岡山県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年6月22日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月13日条例第13号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月5日条例第7号)

(施行期日)

この条例は、令和2年3月5日から施行する。

附 則(令和2年3月5日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

(資料 1 - 2)

○奈義町防災会議運営要綱

昭和 40 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、奈義町防災会議条例(昭和 40 年条例第 22 号)第 5 条の規定に基づき、奈義町防災会議(以下「防災会議」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

3 会議の招集は、あらかじめ開催日時、場所及び付議事項を示して、書面により委員に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(定足数)

第 3 条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委員の代理者)

第 4 条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員のうちから代理者を選任し、その者を出席させることができる。

(会議の議決)

第 5 条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによるものとする。

(専決処分)

第 6 条 会長において会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項に定める場合のほか、会長は、防災会議が処理すべき事項のうち軽易な事項について専決することができる。

3 会長は、前 2 項の規定により専決したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(庶務)

第 7 条 防災会議の庶務は、奈義町総務課において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

(資料1-3)奈義町防災会議委員名簿

区分	所属及び役職名	住所及び電話番号
2項	町長	奈義町豊沢306-1 ☎0868-36-4111
5の1	美作県民局長	津山市山下53 ☎0868-23-1214
5の2	陸上自衛隊第13特科隊長兼ねて 日本原駐屯地司令	奈義町滝本官有無番地 ☎0868-36-5151
5の3	美作警察署長	美作市明見333-1 ☎0868-72-0110
5の4	消防団長	奈義町豊沢306-1 ☎0868-36-4111
5の5	奈義町自主防災組織連絡協議会会長	奈義町豊沢306-1 ☎0868-36-4111
5の6	教育長	奈義町豊沢327-1 ☎0868-36-4195
5の7	副町長	奈義町豊沢306-1 ☎0868-36-4111
5の7	総務課長	//
5の7	税務住民課長	//
5の7	産業振興課長	//
5の7	地域整備課長	//
5の7	こども・長寿課長	奈義町豊沢327-1 ☎0868-36-4119
5の8	津山圏域消防組合消防長	津山市林田95 ☎0868-31-1250
5の8	晴れの国岡山農業協同組合奈義支店長	奈義町久常264 ☎0868-36-4121
5の8	作州津山商工会奈義地区代表理事	奈義町豊沢439-1 ☎0868-36-3113
5の8	奈義町森林組合代表理事組合長	奈義町豊沢303 ☎0868-36-3011
5の8	奈義町社会福祉協議会会長	奈義町豊沢507-2 ☎0868-36-6363

(資料 2 - 1)

○奈義町災害対策本部条例

昭和 39 年 8 月 12 日

条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、奈義町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

第 3 条 災害対策本部長は、町長、教育委員会及び議会に属する課、室、局並びに奈義町消防団（以下、「各課等」という）をもって、災害対策本部を編成する。

2 災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 各課等の所属長（以下「課長等」という。）は、各課等の事務を掌理する。

(班)

第 4 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは各課等に班を置くことができる。

2 班に班長を置き、班長は課長等が指名する。

3 班長は、課長等の命を受け、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 5 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 18 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 5 日条例第 8 号)

(資料 2 - 2)

○奈義町災害対策本部規程

昭和 39 年 9 月 10 日

規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、奈義町災害対策本部条例(昭和 39 年条例第 15 号。以下「町本部条例」という。)第 6 条の規定に基づき奈義町災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 奈義町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは町本部条例に定めるところにより本部を設置する。

(任務)

第 3 条 本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 水防その他緊急災害予防に関すること。
- (2) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (3) 災害の緊急復旧に関すること。
- (4) その他防災に関する事項

(組織)

第 4 条 町本部条例第 3 条の規定により本部に別表に掲げる課、室、局及び奈義町消防団(以下「各課等」という。)を置く。

2 各課等の事務を分掌するため別表に掲げる班を置く。(別表)。

(副本部長)

第 5 条 災害対策副本部長は、副町長をもって充てる。

(課長等、班長及び課員等)

第 6 条 各課等の所属長(以下「課長等」という。)は、課長以上の職にある者を、また班の班長は、副参事又は主任以上の職にある者をもって充てる。

- 2 課長等は、本部長の命を受け、班長は課長等の命を受けて所掌事務を処理する。
- 3 課員等は、課長等又は班長の命を受けて所掌事務に従事する。

(本部連絡員)

第 7 条 各課等に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本部の設置及び本部活動について常に総務班と連絡するものとする。

(本部会議)

第 8 条 町本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、教育長及び各課長等をもって構成し、本部長が招集する。

2 本部会議は、本部長が主宰し、第 3 条に掲げる事項に関し協議する。

(防災活動)

第 9 条 火災、水災、風災その他の災害防禦活動は、本部長がその必要が認められるとき又はそれらの非常災害が発生したとき開始する。

(救助活動)

第 10 条 救助活動は、現に応急的な救助を必要とする場合に開始する。

(情報及び被害状況等の報告)

第 11 条 課長等及び班長は、警備配置及び災害現場等から災害に関する情報又は被害状況の報告を受けたときは、総務班長に連絡するものとする。

(本部の廃止)

第 12 条 本部長は、予想される災害の危険が解除されたと認めるとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

(課員等の心がまえ)

第 13 条 班長及び課員等は、勤務時間の内外を問わず、非常災害発生のおそれのある場合には、諸般の状況に注意すると共に、事態が急迫したと認めるとき又は非常災害が発生したときは、直ちに所定の部署につかなければならない。

第 14 条 各課等各班は、非常災害の場合、適宜の措置を講ずることができるよう常に調査研究し、いかなる緊急事態にも対処できるよう準備しておかなければならない。

(相互協力の義務)

第 15 条 各課等各班は、本部の任務の円滑な遂行が確保されるよう相互の情報連絡と協力について、充分努力を払わなければならない。

(その他)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、本部について必要な事項は町本部長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 39 年 9 月 11 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 19 日規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日規程第 3 号)抄

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 13 日規程第 2 号)

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 13 日規程第 2 号)

この規程は、令和 2 年 3 月 13 日から施行する。

別表 略

(資料2-3)災害対策本部等非常配置要領

1. 勤務中における非常配置要領

(1)防災監(又は消防主任)は、関係機関から災害に関する情報を積極的に聴取し、総務課長に報告する。

(2)総務課長(又は防災監)は、奈義町防災計画に基づき、規定する非常配置条項に該当した時は副町長に報告するとともに、町長の決裁を得て災害対策本部会議を開催する。

(3)本部会議は、非常配置の種別、防災対策等諸般の事項を勘案審議する。

(4)本部長は、本部会議の決定を経て、又は必要と認める時はおおむね別表非常配置編成計画表により災害の種類、程度に応じ、配置の方法、人数等総務課長に指示する。

(5)総務課長(総務班長)は、庁内放送により非常配置の種類等詳細を職員全員に周知するものとする。

2. 勤務時間外における非常配置要領

(1)当直者は、関係機関から配備体制に該当する注意報、警報等の通報があったときは、総務課長に連絡する。

(2)当直者は、関係機関から災害の情報を聴取し、総務課長に連絡する。

(3)当直者から連絡を受けた総務課長は、適正な指示をするとともに、上司に報告し、1に準じて処置するものとする。

(4)当直者は、総務課長の指示により、関係配備職員に連絡する。

(5)配備職員は、当直者又は総務課長から非常配備の召集を受けた時は、直ちに登庁し、その旨を総務課長及び所属課長に連絡するとともに、所定の業務に従事する。

(6)配備職員は、災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知った時は、自主的に参集し、その旨を総務課長及び所属課長に連絡するとともに、所定の業務に従事する。

3. その他

(1)非常配置の発令とともに町有機動力は総務課の集中管理とし、なお不足する場合は、外部より借り上げるものとする。

(資料2-4) 非常配置編成計画表

課	班	注意体制	警戒体制 (災害対策本部会議)	特別警戒体制	非常体制
総務課	総務班	2	2	5	全 員
演習場対策室	演習場対策班		1	2	〃
情報企画課	情報企画班		1	2	〃
税務住民課	税務住民班		1	2	〃
議会事務局	—		1	1	〃
出納室	出納班		1	1	〃
こども・長寿課	こども・長寿班		1	2	〃
産業振興課	産業振興班	1	2	4	〃
地域整備課	地域整備班	1	2	4	〃
こども園・中学校 建設推進室	こども園・中学校 建設推進班		1	1(1)	〃
学事課	学事班		1	2	〃
生涯学習課	生涯学習班		1	2	〃
学芸図書課	学芸図書班		(1)	1(1)	〃
消防団	—		3	11	〃
計		4	17	39	

(資料2-5)災害対策本部組織編成表

《 本 部 会 議 編 成 》

本 部 長
町 長

副 本 部 長
副 町 長

本部会議主任者 教 育 長
" 消 防 団 長

本部会議参加者 総 務 課 長
" 演 習 場 対 策 室 長
" 情 報 企 画 課 長
" 税 務 住 民 課 長
" 議 会 事 務 局 長
" 出 納 室 長
" こ ども ・ 長 寿 課
" 産 業 振 興 課 長
" 地 域 整 備 課 長
" こども園・中学校建設推
進 室 長
" 学 事 課 長
" 生 涯 学 習 課 長
" 学 芸 図 書 課 長
防災担当 防 災 監
" 消 防 主 任

《 組 織 編 成 》

総 務 課 総 務 班
班長 参事・副参事又は主任

演 習 場 対 策 室 演 習 場 対 策 班
班長 参事・副参事又は主任

情 報 企 画 課 情 報 企 画 班
班長 参事・副参事又は主任

税 務 住 民 課 税 務 住 民 班
班長 参事・副参事又は主任

議 会 事 務 局

出 納 室 出 納 班
班長 会計管理者(兼)

こ ども ・ 長 寿 課 こ ども ・ 長 寿 班
班長 参事・副参事又は主任

産 業 振 興 課 産 業 振 興 班
班長 参事・副参事又は主任

地 域 整 備 課 地 域 整 備 班
班長 参事・副参事又は主任

こども園・中学校
建 設 推 進 室 こども園・中学校建設推進班
班長 参事・副参事又は主任

学 事 課 学 事 班
班長 参事・副参事又は主任

生 涯 学 習 課 生 涯 学 習 班
班長 参事・副参事又は主任

学 芸 図 書 課 学 芸 図 書 班
班長 参事・副参事又は主任

消 防 団
消防団長
消防副団長
消防副団長
本部長
第1分団長
第2分団長
第3分団長
女性部 部長

(資料2-6)班の編成及び所掌事務

課	班	所 管 事 項
総務課	総務班	1 本部組織の総合調整に関すること 2 本部会議に関すること 3 指示、伝達に関すること 4 気象状況の情報収集に関すること 5 要員の召集ならびに非常配置に関すること 6 町有財産の被害調査に関すること 7 災害情報、被害報告等の通報の収集記録に関すること 8 被害調査の集計並びに関係機関への報告に関すること 9 通信施設の使用調整に関すること 10 車両の配車、調達に関すること 11 被害現場、避難所等との連絡調整に関すること 12 本部活動物資の保管調整に関すること 13 他機関との連絡調整並びに派遣要請に関すること 14 他課との連絡調整に関すること 15 総務課所管の被害応急資材の調達に関すること 16 防災行政無線や多機能情報端末機を通じて気象情報や災害情報、避難勧告等の伝達や周知に関すること 17 報道機関並びに住民への発表に関すること 18 被害写真、現場記録等災害に関する資料の収集に関すること 19 無線放送設備の被害調査並びに復旧に関すること 20 災害ボランティアに関すること 21 防災・防犯カメラを利用した河川監視に関すること 22 財政並びに災害復旧予算措置に関すること 23 災害復旧計画に関すること 24 被害状況の整理に関すること 25 災害見舞いの応接に関すること 26 町内及び公共施設の被害状況調査に関すること
演習場対策室	演習場対策班	1 自衛隊との連絡調整に関すること 2 演習場内の被害調査に関すること 3 他班の応援に関すること 4 町内及び公共施設の被害状況調査に関すること
情報企画課	情報企画班	1 災害時広報(情報発信)に関すること 2 災害復興(総合的なまちづくり)計画に関すること 3 他班の応援に関すること 4 町内及び公共施設の被害状況調査に関すること

税務住民課	税務住民班	1 税務関係の被害調査並びに被害による減免措置に関する事 2 建築物応急危険度判定、被災地宅地危険度判定に関する事 3 家屋被害認定調査に関する事 4 窓口業務に関する事 5 町営住宅及び賃貸住宅の被害予防、調査、応急処置等に関する事 6 罹災証明の発行に関する事 7 ゴミ収集及び災害廃棄物(瓦礫等含む)の処理に関する事 8 環境保全に関する事 9 他班の応援に関する事 10 町内及び公共施設の被害状況調査に関する事
議会事務局		1 他班の応援に関する事 2 町内及び公共施設の被害状況調査に関する事
出納室	出 納 班	1 災害会計事務の出納に関する事 2 災害見舞金の受給、保管に関する事 3 災害関係物資の購入および払い出しに関する事 4 町内及び公共施設の被害状況調査に関する事
こども ・ 長寿課	こども ・ 長寿班	1 医療班(DMAT等)の受入調整に関する事 2 負傷者、その他の患者の収容並びに治療に関する事 3 伝染病予防対策並びに防疫予防に関する事 4 病院、医院、診療所、その他の医療機関の利用に関する事 5 生活必需物資の確保、斡旋に関する事 6 医療資材の保管、払い出しに関する事 7 食品衛生指導に関する事 8 被災地における下水等の消毒等衛生に関する事 9 被災者の避難、誘導、収容等保護に関する事 10 被災者の応急扶助に関する事 11 人的被害及び家屋、家財に関する被害調査に関する事 12 園児の安全確保に関する事 13 1次救護所(地域包括支援センター)の開設に関する事 14 その他保健衛生と住民福祉に関する事 15 町内及び公共施設の被害状況調査に関する事 16 社会福祉協議会、日本赤十字社等との調整に関する事 ・災害ボランティア(ボランティアセンター含む)に関する事 ・日赤事業等の扶助、福祉に関する事 ・災害義援金に関する事 17 他班の応援に関する事
産業振興課	産業振興班	1 関係施設の被害予防、調査応急措置に関する事 2 家畜伝染病の防疫、傷害家畜の応急手当等保健衛生に関する事 3 農林水産物の災害予防並びに農林関係被害調査に関する事 4 農林金融に関する事 5 観光地被害調査に関する事 6 商工業関係の被害状況のとりまとめに関する事 7 災害支援物資の集積・分配所の開設・運営に関する事 8 町内及び公共施設の被害状況調査に関する事 9 他班の応援に関する事 10 その他被害に関する事

地域整備課	地域整備班	1 道路パトロール等道路防災活動に関すること 2 通行禁止及び交通制限に関すること 3 被災地における交通の確保に関すること 4 土木建築関係被害調査のとりまとめに関すること （建築物応急危険度判定、被災地宅地危険度判定の連携含む） 5 建設業者との連絡調整に関すること 6 土木建築関係の被害応急資材の調達に関すること 7 気象観測に関すること 8 災害の予防、拡大防止に関すること 9 道路、橋梁等班において必要な被害調査に関すること 10 被害箇所の応急処置並びに復旧工事に関すること 11 道路、河川の災害予防に関すること 12 公共土木施設の被害調査及び災害復旧に関すること 13 災害パトロール並びに治山、林道、ため池及び農地等における災害予防、拡大防止に関すること 14 農林土木関係の被害調査に関すること 15 砂防、地すべり地、急傾斜地等における災害予防に関すること 16 上下水道施設の災害防止、被害調査に関すること 17 被害箇所の応急措置並びに復旧に関すること 18 飲料水の給水に関すること 19 上下水道応急資材の保管、調達に関すること 20 仮設住宅の設置・管理に関すること 21 その他災害に関すること 22 他班の応援に関すること 23 町内及び公共施設の被害状況調査に関すること
こども園・中学校建設推進室	こども園・中学校建設推進室	1 他班の応援に関すること 2 町内及び公共施設の被害状況調査に関すること 3 他班の応援に関すること
学 事 課	学 事 班	1 2次避難所（小・中学校体育館等）の開設に関すること 2 1次救護所（幼稚園）の開設に関すること 3 応急教育対策の樹立、実施に関すること 4 関係施設の被害予防、調査、応急措置に関すること 5 学事課の被害応急資材の調達に関すること 6 学校給食物資の需給に関すること 7 幼稚園児、児童、生徒の安全確保に関すること 8 その他災害に関すること 9 他班の応援に関すること 10 町内及び公共施設の被害状況調査に関すること
生涯学習課	生涯学習班	1 長期避難所（文化センター）の開設・運営に関すること 2 2次避難所（B&G体育館等）の開設・運営に関すること 3 町内及び公共施設の被害状況調査に関すること 4 関係施設の被害予防、調査、応急措置等に関すること 5 他班の応援に関すること
学芸図書課	学芸図書班	1 町内及び公共施設の被害状況調査に関すること 2 関係施設の被害予防、調査、応急措置等に関すること 3 他班の応援に関すること
消 防 団		1 団員の待機、出動に関すること 2 分団、部との連絡調整に関すること

(資料3)自主防災組織等

クラブ名	所在地	結成年月日	備 考
奈義町少年消防クラブ	海洋センター	昭 和 58 年 4 月 23 日	
関本消防OB防火クラブ	関本	昭 和 63 年 2 月 28 日	
成松自主防災組織	成松	平 成 20 年 3 月 31 日	
西原自主防災組織	西原	平 成 21 年 3 月 31 日	
高円自主防災組織	高円	平 成 22 年 3 月 31 日	
小坂自主防災組織	小坂	平 成 22 年 3 月 31 日	
馬桑自主防災組織	馬桑	平 成 22 年 3 月 31 日	
柿自主防災組織	柿	平 成 23 年 3 月 31 日	
久常自主防災組織	久常	平 成 23 年 3 月 31 日	
関本自主防災組織	関本	平 成 23 年 3 月 31 日	
上町川自主防災組織	上町川	平 成 24 年 3 月 31 日	
滝本自主防災組織	滝本	平 成 24 年 3 月 31 日	
荒内西自主防災組織	荒内西	平 成 24 年 3 月 31 日	
行方自主防災組織	行方	平 成 24 年 3 月 31 日	
新吉野自主防災組織	新吉野	平 成 25 年 3 月 31 日	
中島西自主防災組織	中島西	平 成 25 年 3 月 31 日	
中島東自主防災組織	中島東	平 成 25 年 3 月 31 日	
広岡自主防災組織	広岡	平 成 25 年 3 月 31 日	
宮内自主防災組織	宮内	平 成 25 年 3 月 31 日	
豊沢自主防災組織	豊沢	平 成 25 年 3 月 31 日	
皆木自主防災組織	皆木	平 成 25 年 3 月 31 日	

避難指示等の発令基準 (R03. 5. 20改正)

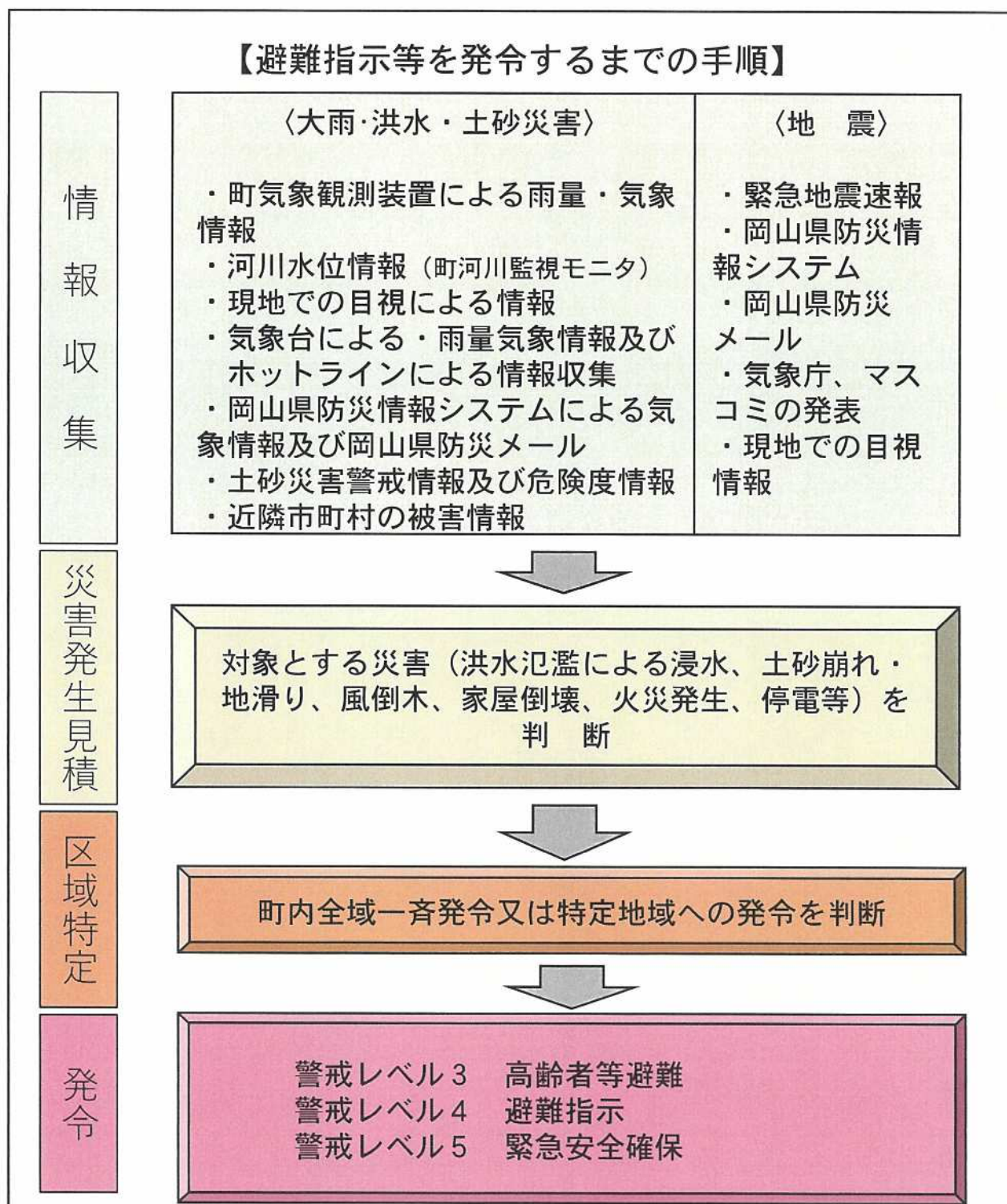
奈義町

〈目 次〉

- 1 避難指示等を発令するまでの手順
- 2 警戒レベルと避難指示等及び警戒レベル相当情報の関係
- 3 避難指示等の判断基準
- 4 避難指示等の発令文

1 避難指示等を発令するまでの手順

災害対策本部等では、次の手順で災害に関する情報を継続して収集し、災害発生の見積を行い、災害の発生するおそれがある場合又は災害発生時には、町内全域又は特定の地域に災害警戒区域を設定し、その地域に対し避難指示等を発令する。



2 警戒レベルと避難指示等及び警戒レベル相当情報の関係 (対象：洪水、土砂災害)

警戒 レベル	住民が取る べき行動	住民の行動 を促す情報	〈警戒レベル相当情報〉 住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に 関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒 レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)
警戒 レベル 4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布 (非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報 (非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報 (極めて危険)
警戒 レベル 3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布 (警戒)	・大雨警報 (土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報 (警戒)
警戒 レベル 2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布 (注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報 (注意)
警戒 レベル 1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性			

※ 警戒レベル1と2は気象庁が発表し、警戒レベル3～5は、市町村が避難情報の発令に合わせ発令

3 避難指示等の判断基準 (対象：洪水、土砂災害)

警戒レベル	住民の行動を促す情報	〈警戒レベル相当情報〉 住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報		
	避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル 5	緊急安全確保	氾濫発生情報	大雨特別警報(浸水害)	大雨特別警報(土砂災害)
		町内で河川の増水による越流箇所が増加や護岸の侵食箇所の拡大等、家屋浸水や河川氾濫の兆候が顕著か又は発生したとき		町内で土砂移動現象、重大な土砂災害の前兆現象(山鳴り、大量の流木の流出、斜面の亀裂等)を発見したとき又は土砂災害が発生したとき
警戒レベル 4	避難指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)
		町内で河川の増水による越流や護岸の侵食が発生し、家屋浸水や河川氾濫の発生の危険性が更に高まったとき		町内で土砂災害の前兆現象(斜面のはらみ、擁壁等にクラック等)を発見したとき ・前日までの連続雨量が40～100mmかつ、当日の雨量が80mm以上、かつ時雨量30mm程度 ・前日までの降雨がなく、かつ、当日の日雨量が100mm以上かつ時雨量30mm程度の強雨
警戒レベル 3	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
		町内で河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、著しい水位の上昇が予想され、家屋浸水や河川氾濫の危険性が高まったとき		町内で土砂災害の前兆現象(湧水、地下水の濁り等)を発見したとき ・前日までの連続雨量が40～100mmかつ、当日の雨量が80mm以上 ・前日までの降雨がなく、かつ、当日の日雨量が100mm以上

4 避難指示等の発令時の伝達

避難勧告等の伝達内容は、以下を基準に住民が短時間で認識し、直感的に避難行動を促すことを考慮して伝達する。

① 伝達内容

- ・ 発令日時
- ・ 発令者
- ・ 対象地域及び対象者
- ・ 避難すべき理由
- ・ 警戒レベル（危険の度合い）
- ・ 「避難準備、高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の別
- ・ 避難時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）
- ・ 避難場所
- ・ 避難の経路（あるいは通行できない経路）
- ・ 住民のとるべき行動や注意事項（「命を守る最善の行動ととして下さい」等）

② 伝達文例

○ 【警戒レベル3】『高齢者等避難』伝達の文例

こちらは、防災奈義町です。

緊急放送、緊急放送、**警戒レベル3、高齢者等避難**。（繰り返し）

奈義町災害対策本部は、●●時●●分、●●地区に洪水（土砂災害）に関する**警戒レベル3、高齢者等避難を発令**しました。お年寄りなど避難に時間のかかる方は、地区のコミュニティーハウス等に避難を開始してください。その他の方も避難の準備を始めてください。（全体を繰り返し）

○ 【警戒レベル4】『避難指示』伝達の文例

こちらは、防災奈義町です。

緊急放送、緊急放送、**警戒レベル4、避難指示**。（繰り返し）

奈義町災害対策本部は、●●時●●分、●●地区に洪水（土砂災害）に関する**警戒レベル4、避難指示を発令**しました。速やかに全員、地区のコミュニティーハウス等に避難を開始してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。（全体を繰り返し）

○ 【警戒レベル5】『緊急安全確保』伝達の文例

こちらは、防災奈義町です。

緊急放送、緊急放送、**緊急安全確保、警戒レベル5、緊急安全確保、命を守る最善の行動をとって下さい**。（繰り返し）

奈義町災害対策本部は、●●時●●分、●●地区の洪水（土砂災害）発生を受けて**警戒レベル5、緊急安全確保を発令**しました。

現在、●●地区の道路は浸水により通行できない状況です。避難中の方は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。（全体を繰り返し）

③ 伝達手段

地域住民への伝達については、町及び関係機関の保有する通信設備等を用いて行う。この際、常に複数の手段を組み合わせることで住民へ洩れなく伝達することを追求する。

- ・ 防災行政無線（同報系）及びなぎチャンネルを利用して対象地域の住民全般に伝達（警戒レベル4以上は、サイレンの吹鳴を併用）
同様の内容を町ホームページに掲載
- ・ 広報車や消防団車両により、対象地域の住民全般に伝達、緊急時は避難誘導を合わせて実施
- ・ 自主防災組織の会長（地区長）等の協力を得て、地区毎に組織的な伝達を実施し、単なる伝達のみでなく避難行動を促し避難に結びつける。
- ・ エリアメールによる携帯電話端末を使用するの周知
- ・ 警察に対して対象地域の住民への伝達を依頼、この際、危険地域内で避難所への避難行動をためらう住民が発生した場合は、重点的な伝達と説得を依頼する。
- ・ Jアラート及び岡山県総合防災情報システムを活用したJアラートを活用した、各種報道機関、特にテレビ・ラジオを活用した伝達

(資料5)電力、水道施設・設備等

(1)ダム施設

名称	所在地	所属
西原ダム	奈義町西原	農政局 岡山県 奈義町

(2)上水道施設

計画 給水人口	現在 給水人口	水源の種別	受水池	1日給水量	実績1日 最大給水量
8,000	5,718人	県水受水	高円受水場	4,000	2,471

(3)工業用水道施設

給水区域	現在 給水件数	水源の種別	水源の位置	1日給水量	実績1日 最大給水量
東山工業団地	1件	西原ダム	奈義町西原	1,500	670

(4)下水道施設

計画区域	計画区域面 積	計画処理人口	処理場の位置	1日処理量	実績1日 最大処理量
中央処理区	188ha	5,100	奈義町中島東	3,600	1,334

(資料6)指定緊急避難場所・指定避難所等主要避難路等一覧表

・指定緊急避難場所・指定避難所

種別	避難場所名	所在地	電話番号	各種災害への 適応性				指定避難 所との重複	床面積 (㎡)	施設 収容 可能 面積 (㎡)	収容 可能 人数 (人)
				広 戸 風	洪 水	土 砂 災 害	地 震				
	新吉野コミュニティハウス	上町川1795-4	36-5121	○	○	○	○	○	112	65	20
	上町川コミュニティハウス	上町川1285-10	36-5637	○	○	○	○	○	205	88	27
	滝本コミュニティハウス	滝本1650-3	36-4105	○	○	○	○	○	425	133	40
	荒内西コミュニティハウス	荒内西362-5	36-5526	○	○	○	○	○	291	117	35
	中島西コミュニティハウス	中島西512	36-4177	○	○	○	○	○	291	117	35
	中島東コミュニティハウス	中島東642-4	36-6144	○	○	○	○	○	261	96	29
	柿コミュニティハウス	柿666-1	36-3070	○	○	○	○	○	300	164	50
	久常コミュニティハウス	久常330-1	36-4106	○	○	○	○	○	191	90	27
	広岡コミュニティハウス	広岡709-1	36-6686	○	○	○	○	○	274	150	46
	豊沢コミュニティハウス	豊沢449-1	36-4810	○	○	○	○	○	257	138	42
	成松コミュニティハウス	成松136-18	36-3396	○	○	○	○	○	173	76	23
	宮内コミュニティハウス	宮内242-2	36-5789	○	○	×	○	○	184	76	23
	西原コミュニティハウス	西原992-5	36-2477	○	×	○	○	○	268	98	30
	皆木コミュニティハウス	皆木486-1	36-5588	○	○	○	○	○	188	88	27
	行方コミュニティハウス	行方103-2	36-4151	○	○	○	○	○	207	101	31
	高円コミュニティハウス	高円924-1	36-5790	○	○	○	○	○	219	106	32
	関本コミュニティハウス	関本268	36-4659	○	○	○	○	○	191	90	27
	小坂多目的集会施設	小坂631-3	36-4596	○	×	×	○	○	204	74	22
	やまびこ荘	小坂303-2	36-4155	○	○	×	○	○	332	199	60
	馬桑コミュニティハウス	馬桑345	36-4444	○	○	×	○	○	90	52	16
	奈義小学校	広岡1261	36-3033	○	○	○	○	○	7,434	4,460	1,352
	奈義中学校	久常193	36-3152	○	○	○	○	○	6,396	3,838	1,163
	奈義町B&G海洋センター	柿1074	36-3300	○	○	○	○	○	1,716	1,030	312
	滝本グラウンド	滝本官有無番地	—	○	○	○	○	—	—	—	—
	吉野神社	中島西1015	—	○	○	○	○	—	—	—	—
	薬師堂	荒内西159	—	○	○	○	○	—	—	—	—
	ふるさと広場	中島西22-1	—	○	○	○	○	—	—	—	—
	旧荒内西住宅跡地	荒内西1006-1	—	○	○	○	○	—	—	—	—
	広岡西生産組合倉庫	広岡165-1	—	○	○	○	○	—	—	—	—
	西原グラウンド	西原531-1	—	○	○	○	○	—	—	—	—
	安祥寺	西原1604	—	○	○	○	○	—	—	—	—
	合計								20,208	11,446	3,469

: 2次避難所

※収容人員は3.3㎡当たり1人

災害の種類	適応性判断
洪水	浸水想定区域による適応性判断 ○：浸水想定区域外 ×：浸水想定区域内
土砂災害	土砂災害警戒区域等による適応性判断 ○：土砂災害警戒区域、地すべり危険地区外 ×：土砂災害警戒区域、地すべり危険地区内
地震	耐震基準による適応性判断 ○：公共施設で耐震基準を満たしている施設 ×：公共施設で耐震基準を満たしていない施設



：指定緊急避難場所

町から避難勧告等が発令され、まず最初に避難する場所（災害が発生し、または発生するおそれがある場合、緊急的に避難し身の安全を確保する場所です）



：指定避難所

災害の発生時、被災者が一定期間滞在することができる施設



：指定緊急避難場所兼指定避難所

指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる施設

※なお、災害の種類や規模によって安全性は異なるため、屋外に出ることがかえって危険な場合には、家屋内のより安全な場所へ避難したり、時間に余裕がある場合には、より安全な所へ移動するなど、状況に応じた避難行動を呼びかけるものとする

・一次救護所

救護所名	所在地	電話番号
滝川つくし幼稚園	滝本1444-2	36-3580
中央東幼稚園	行方430-2	36-5784
保健相談センター	豊沢327-1	36-6700

・二次救護所

救護所名	所在地	電話番号
奈義ファミリークリニック	豊沢292-1	36-3012

・長期避難所

避難場所名	所在地	電話番号
奈義町文化センター	豊沢327-1	36-3034

・福祉避難所

避難場所名	所在地	電話番号
特別養護老人ホームなぎみ苑	広岡30	36-5711

・災害ゴミ(瓦礫等)の1次集積場所

候補地名	所在地	電話番号
滝本、成松、高円グラウンド等		

※ 防衛省に
一時使用要請

・支援物資の集積・配分場所

候補施設名	所在地	電話番号
B&G海洋センター雨天運動場	柿1074	36-3300
JA勝英ライスセンター	広岡1133-1	36-2739

・仮設住宅建設場所

候補地名	所在地	電話番号
奈義総合運動公園多目的広場	柿1074	36-3300

・主要避難路

番号	路線名
A	国道53号線
B	美作奈義線
C	石生奈義線
D	行方勝田線
1	梶並線
2	小坂林野線
3	野田二又線
4	豊沢関本線
5	豊沢成松線
6	林野線
7	金助線
8	広岡荒内線
9	柿滝本線
10	中央本線
11	中島線
12	南北線
13	町川線
14	馬場線

(資料7)危険物等取扱場所

施設名	設置場所	電話番号	類
勝英農業協同組合 奈義支店	久常264	36-4121	I 石～Ⅲ石
(有)森藤石油店	滝本1523-5	36-3908	I 石～Ⅲ石
サンライズ(株)	西原505-1	36-6000	I 石～Ⅳ石
智頭電機(株)	久常298-1	36-3529	I 石～Ⅲ石
ユニカス工業(株)	西原455	36-3131	I 石～Ⅳ石
(株)三社電機製作所	柿1734-1	36-3111	I 石～Ⅲ石
アトミクス(株)	柿502-11	36-7000	Ⅳ石
東西工業(株)	柿502-9	36-8121	Ⅱ石～Ⅲ石
陸上自衛隊 日本原駐屯地	滝本官有無番地	36-5151	I 石～Ⅳ石
奈義町役場	豊沢306-1	36-4111	Ⅱ石
奈義町文化センター	豊沢327-1	36-3034	Ⅱ石
奈義小学校	広岡1261	36-3033	Ⅱ石
奈義中学校	久常133	36-3152	Ⅱ石

(資料8) 建設業者名簿

業者名	住所	電話番号	備考
株式会社芦田建設	滝本49	36-2660	
株式会社エーアンドエム	高円1920-1	36-2011	
岡原建設	柿992	36-2847	
まつばら重機産業	成松340	36-2488	
株式会社森藤工業	中島西108-1	36-5864	
森安建設株式会社	柿4-1	36-3308	

(資料9) 運送業者名簿

業者名	住所	電話番号	備考
奈義急便 有限会社	奈義町柿1287	36-2749	
松原急行 有限会社	奈義町高円1123-20	36-3276	

(資料10)町保有車両一覧表

所 属	台 数	車両別内訳							
		普通車					軽自動車		
		乗用	貨物	トラック	バス	特殊	乗用	貨物	特殊
総務課	16	8	4	0	1	1	1	1	0
情報企画課	3	1	0	0	0	0	1	1	0
税務住民課	8	1	0	2	0	4	1	0	0
産業振興課	7	0	2	1	0	0	0	4	0
地域整備課	10	0	8	0	0	0	0	2	0
こども・長寿課	5	0	1	0	0	0	3	1	0
生涯学習課	5	0	2	0	0	0	1	2	0
学事課	1	1	0	0	0	0	0	0	0
社会福祉協議会	7	3	0	0	2	0	0	2	0
給食センター	0	0	1	0	0	0	0	0	0
合計	62	14	18	3	3	5	7	13	0

(資料11)へリポート適地

[illegible]

(資料12-1)防災備蓄倉庫一覧表

場所	設置位置	備 考
役場庁舎	奈義町豊沢306-1	役場庁舎敷地内
新吉野	奈義町上町川1795-4	新吉野コミュニティハウス敷地内
上町川	奈義町上町川1285-12	上町川コミュニティハウス敷地内
滝本	奈義町滝本1520-41	西ノ谷団地東ゴミステーション東側
荒内西	奈義町荒内西584	伊勢宮神社敷地内
中島西	奈義町中島西512	中島西コミュニティハウス敷地内
中島東	奈義町中島東636-1	中島東コミュニティハウス南
柿	奈義町柿666-1	柿コミュニティハウス敷地内
久常	一(奈義町久常232-2)	未設置(既存の地区倉庫を活用)
広岡	奈義町広岡709-1	広岡コミュニティハウス敷地内
豊沢	奈義町豊沢439-1	豊沢コミュニティハウス敷地内
成松	奈義町成松136-18	成松コミュニティハウス敷地内
宮内	奈義町宮内242-1	宮内コミュニティハウス敷地内
西原	奈義町西原528-1	西原グランド内
皆木	奈義町皆木487-1	皆木コミュニティハウス敷地横
行方	奈義町行方103-2	行方コミュニティハウス敷地内
高円	奈義町高円924-1	高円コミュニティハウス敷地内
関本	奈義町関本268	関本コミュニティハウス敷地内
小坂	奈義町小坂682	小坂頭首工付近広場
馬桑	奈義町馬桑348	馬桑コミュニティハウス敷地内

(資料12-2)県・市町村目標備蓄量

市町村名		目標備蓄量(南海トラフ地震被害想定)							
		食料(食)	調製粉乳(Kg)	毛布(枚)	生理用品(セット)	子供用紙おむつ(枚)	大人用おむつ(枚)	簡易トイレ(人分)	トイレトーパー(巻)
南海トラフ地震に係る岡山県物資調達量計(①+②+③)		1,160,200	380.0	60,470	6,730	18,330	3,600	121,800	16,330
岡山県	県備蓄①	310,100	101.5	16,165	1,825	4,895	960	32,550	4,395
	非推進地域からの調達②	76,800	25.2	4,005	445	1,215	240	8,060	1,085
推進地域	岡山市	338,200	110.8	17,630	1,960	5,340	1,050	35,500	4,760
	倉敷市	226,600	74.2	11,810	1,310	3,580	700	23,790	3,190
	玉野市	30,800	10.1	1,600	180	490	100	3,230	430
	笠岡市	25,800	8.5	1,350	150	410	80	2,710	360
	井原市	20,900	6.9	1,090	120	330	60	2,200	290
	総社市	31,600	10.3	1,640	180	500	100	3,310	440
	備前市	18,000	5.9	940	100	280	60	1,890	250
	瀬戸内市	18,000	5.9	940	100	290	60	1,890	250
	赤磐市	20,700	6.8	1,080	120	330	60	2,170	290
	浅口市	17,200	5.6	900	100	270	50	1,810	240
	和気町	7,300	2.4	380	40	120	20	770	100
	早島町	5,800	1.9	300	30	90	20	610	80
	里庄町	5,200	1.7	270	30	80	20	550	70
	矢掛町	7,200	2.4	370	40	110	20	760	100
	計 ③	773,300	253.3	40,300	4,460	12,220	2,400	81,190	10,850
非推進地域	津山市	50,900	16.7	2,650	300	800	160	5,340	720
	高梁市	16,700	5.5	870	100	260	50	1,750	230
	新見市	16,100	5.3	840	90	260	50	1,690	230
	真庭市	23,300	7.6	1,220	140	370	70	2,450	330
	美作市	14,500	4.8	760	80	230	50	1,530	200
	新庄村	500	0.1	20	0	10	0	50	10
	鏡野町	6,500	2.1	340	40	100	20	680	90
	勝央町	5,300	1.7	280	30	80	20	560	80
	奈義町(目標)	2,900	0.9	150	20	50	10	300	40
	奈義町(現有)	3,650	3.2	370	400	187	66	230	48
	西粟倉村	700	0.2	40	0	10	0	80	10
	久米南町	2,500	0.8	130	10	40	10	260	40
	美咲町	7,500	2.4	390	40	120	20	780	100
	吉備中央町	6,200	2.0	320	40	100	20	650	90
	計	153,600	50.3	8,010	890	2,430	480	16,120	2,170

※1 排便袋は、一人当たり1日5回×3日分＝15枚を一人分と換算する。

※2 現有数は令和2年3月末、現在

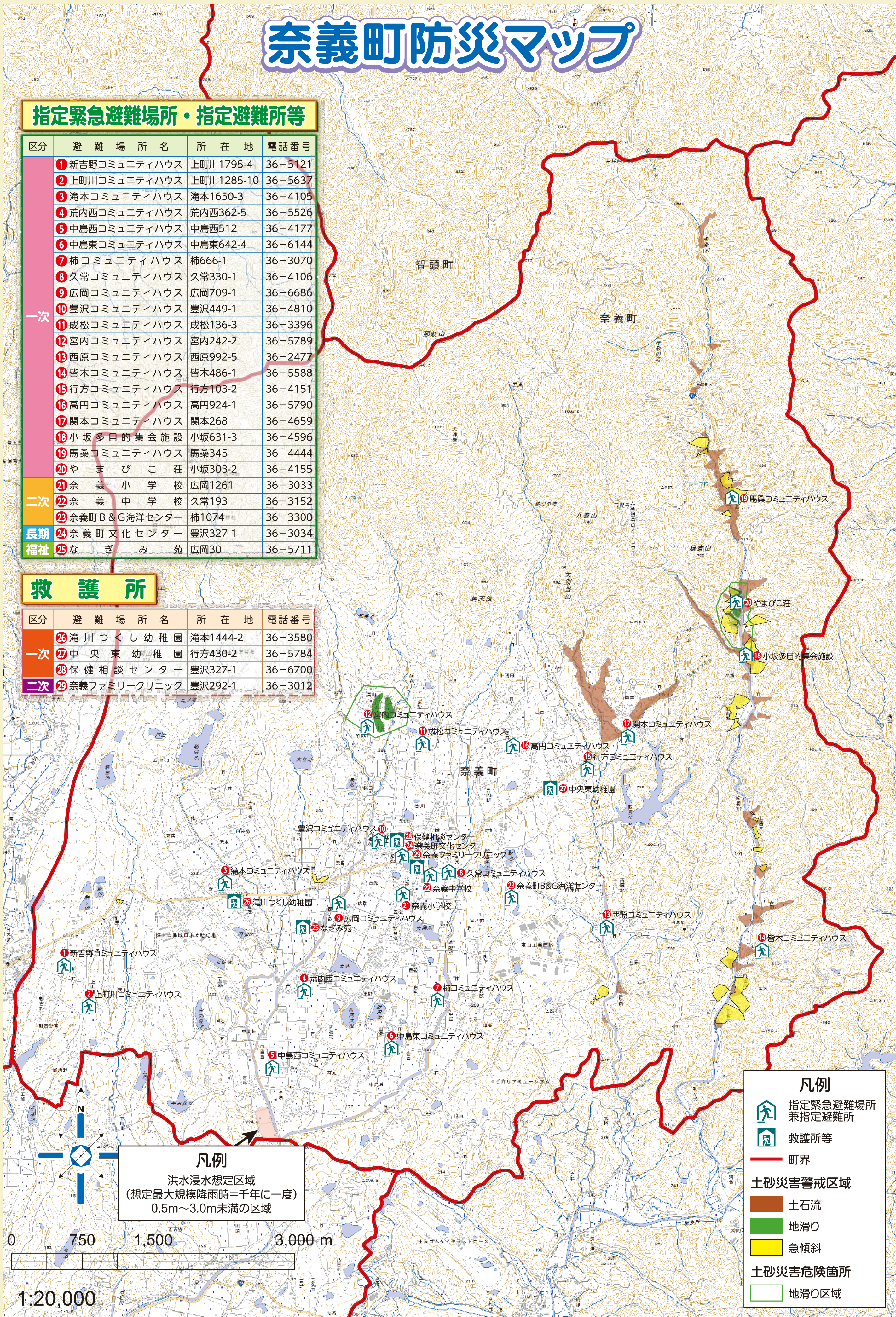
奈義町防災マップ

指定緊急避難場所・指定避難所等

区分	避難場所名	所在地	電話番号
一次	① 新吉野コミュニティハウス	上町川1795-4	36-5121
	② 上町川コミュニティハウス	上町川1285-10	36-5637
	③ 滝本コミュニティハウス	滝本1650-3	36-4105
	④ 荒内西コミュニティハウス	荒内西362-5	36-5526
	⑤ 中島西コミュニティハウス	中島西512	36-4177
	⑥ 中島東コミュニティハウス	中島東642-4	36-6144
	⑦ 柿コミュニティハウス	柿666-1	36-3070
	⑧ 久常コミュニティハウス	久常330-1	36-4106
	⑨ 広岡コミュニティハウス	広岡709-1	36-6686
	⑩ 豊沢コミュニティハウス	豊沢449-1	36-4810
	⑪ 成松コミュニティハウス	成松136-3	36-3396
	⑫ 宮内コミュニティハウス	宮内242-2	36-5789
	⑬ 西原コミュニティハウス	西原992-5	36-2477
	⑭ 皆木コミュニティハウス	皆木486-1	36-5588
	⑮ 行方コミュニティハウス	行方103-2	36-4151
	⑯ 高円コミュニティハウス	高円924-1	36-5790
	⑰ 関本コミュニティハウス	関本268	36-4659
	⑱ 小坂多目的集会施設	小坂631-3	36-4596
	⑲ 馬桑コミュニティハウス	馬桑345	36-4444
	⑳ やまびこ荘	小坂303-2	36-4155
二次	㉑ 奈義小学校	広岡1261	36-3033
	㉒ 奈義中学校	久常193	36-3152
	㉓ 奈義町B&G海洋センター	柿1074	36-3300
長期福祉	㉔ 奈義町文化センター	豊沢327-1	36-3034
	㉕ なぎみ苑	広岡30	36-5711

救護所

区分	避難場所名	所在地	電話番号
一次	㉖ 滝川つくし幼稚園	滝本1444-2	36-3580
	㉗ 中央東幼稚園	行方430-2	36-5784
	㉘ 保健相談センター	豊沢327-1	36-6700
二次	㉙ 奈義ファミリークリニック	豊沢292-1	36-3012



凡例

- 指定緊急避難場所兼指定避難所
- 救護所等
- 町界

土砂災害警戒区域

- 土石流
- 地滑り
- 急傾斜

土砂災害危険箇所

- 地滑り区域

凡例

洪水浸水想定区域
(想定最大規模降雨時=千年に一度)
0.5m~3.0m未満の区域

1:20,000

警戒レベル4で

危険な場所から **全員避難!!**

避難とは**難を避**けること、つまり**安全を確保**することです。

安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。

風水害への備え

最近の雨の降り方は、ゲリラ豪雨といわれるように短時間に集中的に降る傾向が更に強まっています。事前に身の回りのどこに危険な場所があるのか確認し、そして様々な方法で発信されている防災気象情報を有効に活用して避難行動に結びつけることで、被害を減らすことができます。

■**町が出す警戒レベル**で確実に避難しましょう！

気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう！

名 称：警戒レベル 発信者：町（災害対策本部）・気象庁 内 容：避難情報			名 称：警戒レベル相当情報 発信者：気象庁や岡山県 内 容：河川水位や雨の情報		
警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報（警戒レベル相当情報）		
			浸水の情報（河川）	土砂災害の情報（雨）	
5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保 (町から発表)	5 相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
4	危険な場所から 全員避難	避難指示 (町から発表)	4 相当	氾濫危険情報	土砂災害 警戒情報
3	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難 (町から発表)	3 相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	自らの避難行動を確認	大雨注意報 洪水注意報 (気象庁発表)	2 相当	氾濫注意情報	———
1	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁発表)	1 相当	———	———

避難行動判定フロー

スタート！

あなたがとるべき行動は？

防災マップで自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ 防災マップ・ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていない場所でも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、町からの避難情報を参考に**必要に応じて避難**して下さい。

はい

災害の危険があるので、原則として自宅の外に避難が必要です。

例 外

※浸水の危険があっても
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である。
②浸水する深さよりも高いところにいる。
③浸水しても水がひくまで我慢できる。
水・食糧などの備えが十分にある場合は、**自宅に留まり安全を確保することも可能**です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル**3**が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう。（日頃から相談しておきましょう）

いいえ

警戒レベル**3**が出たら、町が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう。

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

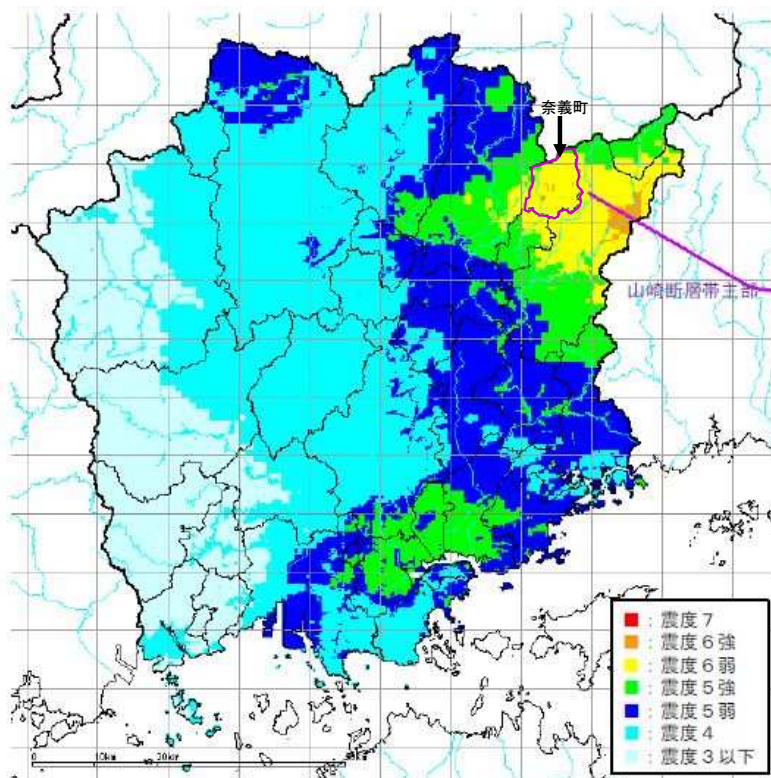
警戒レベル**4**が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう。（日頃から相談しておきましょう）

いいえ

警戒レベル**4**が出たら、町が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう。

地震へ備えましょう！

奈義町で大きな被害が予想される地震は、山崎断層帯及び那岐山断層帯地震です！

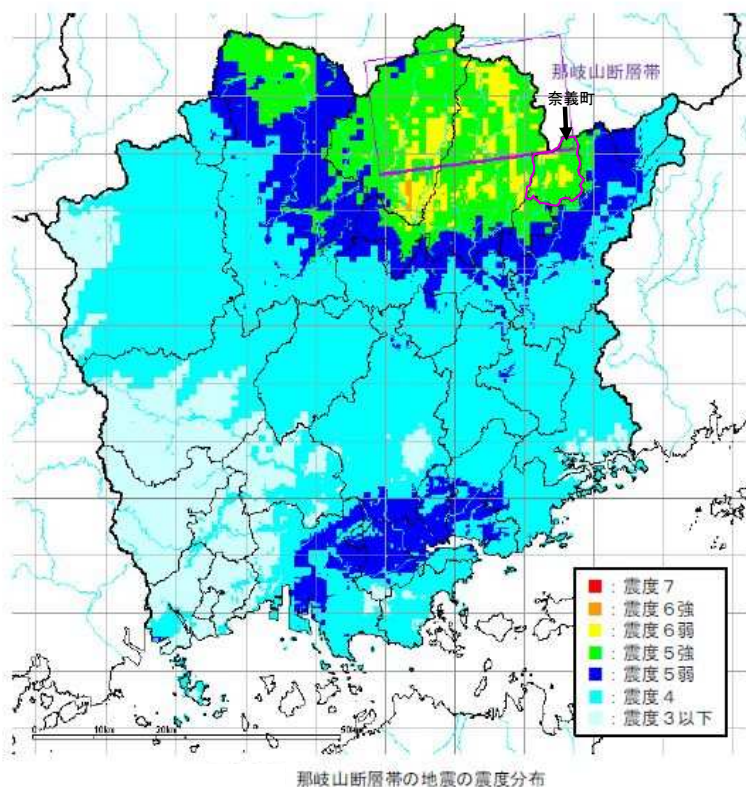


＜山崎断層帯の地震＞

- 奈義町では**最大震度 6 強**の強い揺れに見舞われ、町内の**ほぼ全域が震度 6 弱**以上の揺れとなります。
- 河川沿いでは**液状化**の危険度が高まり、山間部では**孤立する地域が発生**する可能性があります。

山崎断層帯地震の被害想定（町内）		
マグニチュード	8.0	
発生確率	ほぼ0～1%	
町内最大震度	6 強	
建物全壊(棟)	冬・18時	56
死者数(人)	冬・深夜	3
最大避難者数(人)	冬・18時	532

- ※1 被害想定は、3種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示している。
- ※2 建物全壊及び死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す。
- ※3 最大避難者数は、発災後1週間後の数値である。



＜那岐山断層帯の地震＞

- 奈義町では**最大震度 6 強**の強い揺れに見舞われ、町内の**ほぼ全域が震度 5 強**以上の揺れとなります。
- 山間部では**孤立する地域が発生**する可能性があります。

那岐山断層帯地震の被害想定（町内）		
マグニチュード	7.6	
発生確率	0.06～0.1%	
町内最大震度	6 強	
建物全壊(棟)	冬・18時	10
死者数(人)	冬・深夜	1
最大避難者数(人)	冬・18時	220

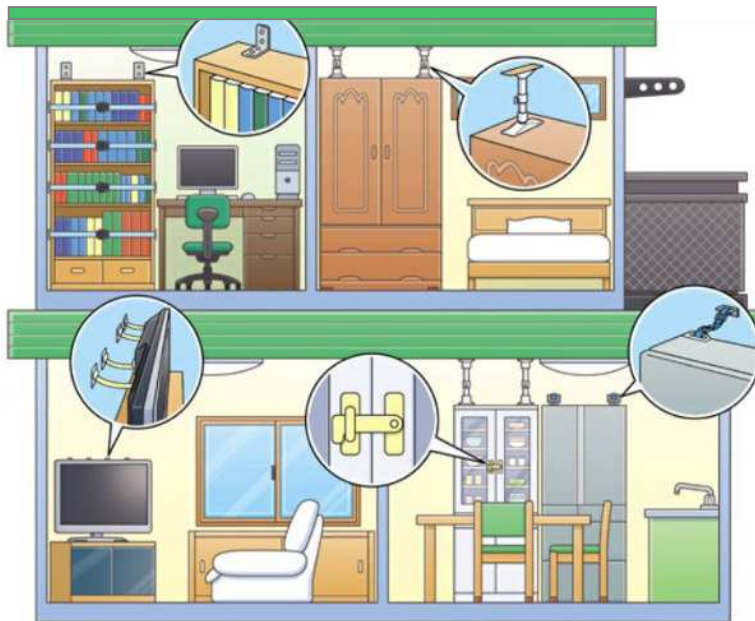
- ※1 被害想定は、3種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示している。
- ※2 建物全壊及び死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す。
- ※3 最大避難者数は、発災後1週間後の数値である。

- 南海トラフ巨大地震による奈義町の震度分布は**最大震度 5 弱**、ほぼ**全域が震度 4 以上**と想定されています。断層帯地震よりは震度想定が低いですが注意が必要です。

地震へ備えましょう！

事前の安全対策の実施と地震が発生した場合の身の守り方を知っておきましょう！

《一番大切なのは、一人一人が取り組む防災、一人一人が自分の身の安全を守ることです。》



＜家の中の安全対策をしておきましょう＞

- 大地震が発生したときは、「家具は必ず倒れるもの」と考え、事前の安全対策を行っておきましょう。
- 寝室や子ども部屋などは、できるだけ家具を置かないようにし、家具を置く場合はなるべく背の低い家具にし、転倒防止対策をとりましょう。また、家具が倒れてけがをしたり、出入り口をふさがないように、家具の向きや配置を工夫しましょう。
- 家具は転倒しないように、壁に固定するなどの対策をしておきましょう。（左図が固定方法の例です）
また、家具の他にも、窓ガラスやペンダント式の照明、テレビ、電子レンジ・オーブン、冷蔵庫など、家の中には凶器になるものがたくさんあります。事前にどの部屋のどこにどのような危険があるのかを考えて、把握しておきましょう。
- 手の届くところに、懐中電灯やスリッパ、ホイッスルを備えておきましょう。懐中電灯は夜間の停電時に有効です。スリッパは、割れたガラス片の上を歩いてもケガを防げます。ホイッスルは、建物や家具の下敷きになった場合に、音を出して居所を知らせることができます。

＜地震が発生したときの、身の守り方を知っておきましょう＞

- 家の中では
座布団などで頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れましょう。あわてて屋外に飛び出すのは危険です。もし、火が発生した場合は可能ならば火の始末、火元から離れている場合は無理して火元に近づかないようにしましょう。
- 商業施設では
施設の誘導係員の指示に従いましょう。頭を保護し、揺れに備えて身構える。あわてて出口・階段などに殺到しては危険です。
- 街にいるとき
ブロック塀や自動販売機など倒れてきそうなものから離れましょう。看板、割れた窓ガラスの破片が落下する場所から離れましょう。
- 山や崖の近くにいるとき
落石や崖崩れが発生しそうな場所から急いで離れましょう。
- 自動車運転中のときは
あわててスピードを落とさず、ハザードランプを点灯させながら徐行し、周りの車に注意を促しましょう。エンジンを止め揺れが収まるまで車内で待ち、揺れが収まったら、安全な場所に避難しましょう。



非常持ち出し品の一例

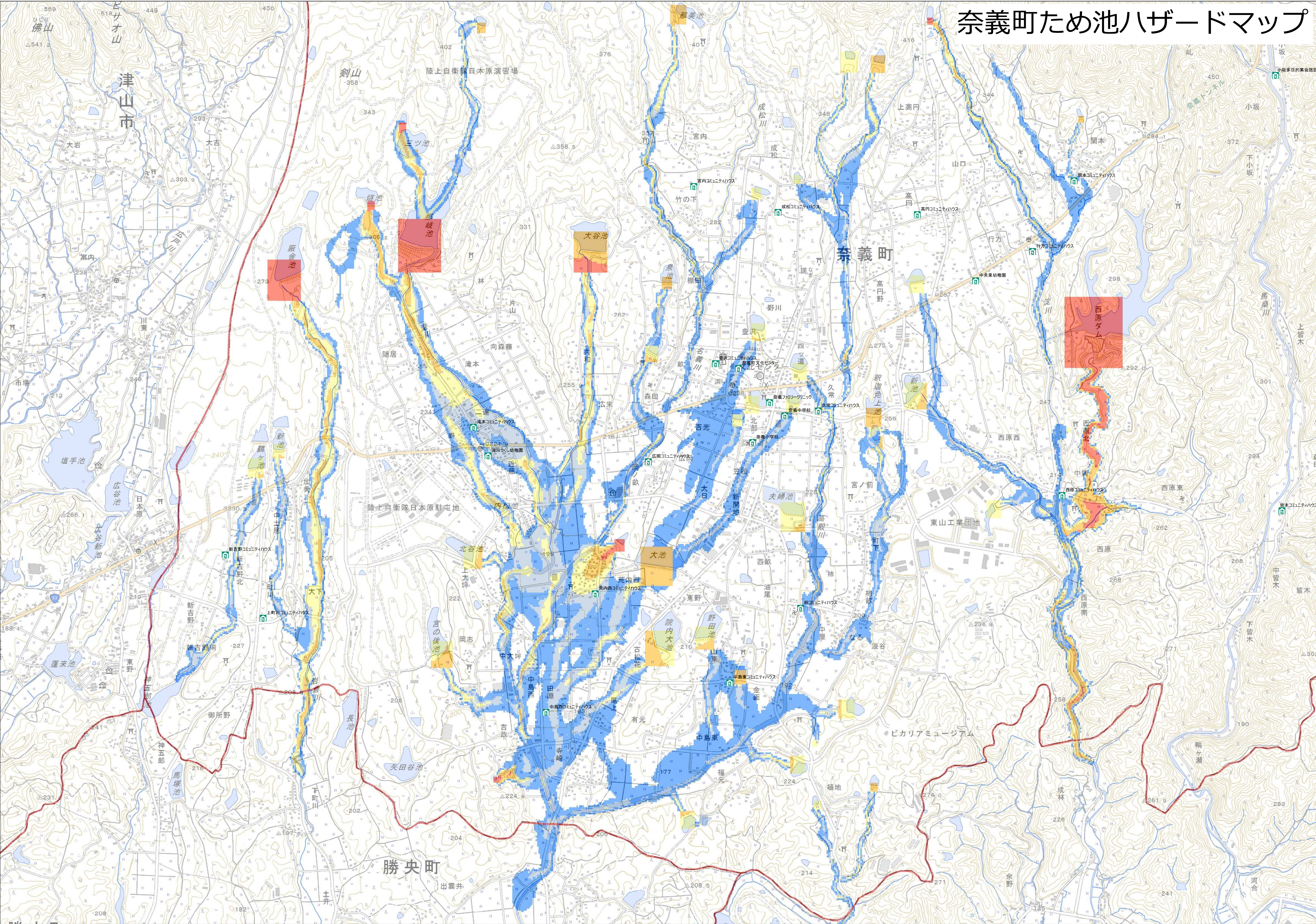


＜災害時に備えた備蓄や非常持ち出し品を準備しておきましょう＞

- 停電や断水に備え、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水を用意しておきましょう。（飲料水の他にトイレを流す水なども必要になります。）
- 自宅以外の避難所等に避難する場合の非常持ち出し品の例
 - ・飲料水
 - ・食料品（アルファ米、カップ麺、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）
 - ・貴重品（預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など）
 - ・救急用品（絆創膏、包帯、消毒液、常備薬）
 - ・ヘルメット、防災ずきん、持病のお薬等
- ・マスク ・軍手 ・懐中電灯 ・消毒液（手指消毒用）
- ・衣類 ・下着 ・毛布 ・体温計
- ・携帯ラジオ、予備電池 ・使い捨てカイロ
- ・ウェットティッシュ ・洗面用具 ・タオル

※乳児のいる家庭はミルク・哺乳瓶や紙おむつなども用意しておきましょう。

奈義町ため池ハザードマップ



(資料14)過去の災害記録
大雨、豪雪等による災害状況

発生年月日	原因	災害の記録
昭和30年7月6～7日	大雨	豪雨により雨量は118ミリに達し、水田の冠水60ha浸水180ha。道路、橋梁、堤防等に被害を受ける。
昭和33年3月28～29日	寒波	未曾有の寒波来襲により、作付麦が全滅に近い被害を出した。町において麦冷害対策措置が進められた。
昭和37年7月6日	大雨	大雨により、中島東、だんご岩池の決壊外農業用施設に被害があった。
昭和38年1月7～8日	豪雪	厳寒とともに豪雪があり、その積雪は60cm以上に達した。
昭和38年7月11日	大雨	大正7年の水害以来といわれる集中豪雨が来襲し、各地で大被害が発生する。豪雨災害の被害概要は次のとおりである。 雨量216.9ミリ、被害総額10億3,771万7千円、ほかに国県の施設等3億720万円。
昭和41年9月16～18日	豪雨	豪雨により雨量は197mmに達し、河川、農業用施設に被害が出た。
昭和43年2月15日	吹雪	猛吹雪の来襲があり、瞬間最大風速30m/s、平均15m/sに及び、このため全町にわたって停電し、主要道路は完全に交通不能となった。
昭和43年6月19日	雷雨	午後4時15分から40分間、激しい雷雨降雨があり、葉タバコ、きゅうり、里芋など畑作物に8,850万円に上る被害が出た。
昭和44年7月8日	大雨	豪雨により、土木施設、農業施設に被害が出た。
昭和46年6月30日 ～7月1日	大雨	大雨により農業用施設、土木施設に多くの被害があった。
昭和46年6月23日	大雨	//
昭和47年7月9～13日	大雨	7月9日から13日の4日間にわたる集中豪雨により、総雨量404mmを記録し、各河川の氾濫による堤防決潰、水路の破壊、山林崩壊、崖崩れ等大きな被害を出した。
平成13年6月19日	大雨	19日16時55分大雨洪水警報発令し、警戒体制で対応。総雨量125.5mm、時間最大雨量19.5mmだったが、被害はなし。
平成13年8月9日	大雨	9日15時15分大雨・洪水・雷注意報発令。16時頃に時間雨量40mmを超える大雨が降る。公共土木10,000千円、農林農地5,600千円、農林施設5,500千円、その他3,500千円、総額24,600千円の被害を及ぼす。
平成18年7月15～21日	大雨	大雨により法面、水路等に被害。総雨量274mm。
平成21年1月31日	強風	発達した低気圧により瞬間最大風速35.7m/sを記録。農業施設、公共施設等に被害が発生する。
平成21年7月19日	大雨	発達した低気圧により19日18時56分、大雨洪水警報・雷注意報が発令。最大時間雨量25.5mm、総雨量54mmを記録するも、被害報告なし。
平成21年8月9～10日	大雨	9日15時26分、大雨警報発令し、災害対策本部設置。20時28分、洪水警報発令。最大時間雨量37.5mm、総雨量212.5mmを記録。床下浸水4件、土砂流出5件、護岸崩壊1件、法面崩壊21件、畦畔崩壊13件、水路氾濫3件の甚大な被害を及ぼす。
平成22年7月13～14日	大雨	13日16時22分、大雨警報発令し、災害対策本部設置。17時50分土砂災害警報発令。最大時間雨量52mm、総雨量183mmを記録し、床下浸水1件、土砂流出2件、水路氾濫4件の被害を及ぼす。
平成22年8月16日	大雨	16日19時28分、大雨洪水警報発令し、災害対策本部設置。最大時間雨量41.5mm、総雨量69.5mmを記録するも被害報告なし。
平成23年1月16日	大雪	16日15時58分、大雪警報発令し、災害対策本部設置。役場で50cmの積雪量を記録する。
平成23年5月11日	大雨	11日17時25分、大雨警報発令し、災害対策本部設置。最大時間雨量17.5mm、総雨量167.5mmを記録し、水路氾濫2件の被害を及ぼす。
平成23年6月30日	大雨	大雨（土砂災害）警報発令、災害対策本部設置、総雨量8.0mm、時間最大雨量4.5mm

平成23年8月26日	大雨	大雨警報発令、災害対策本部設置、総雨量75.5mm、時間最大雨量46.5mm
平成23年8月28日	大雨	大雨洪水警報発令、災害対策本部設置、総雨量39.0mm、時間最大雨量34.5mm
平成24年7月6日	大雨	大雨警報発令、災害対策本部設置、総雨量93.0mm、時間最大雨量27.5mm 個人宅裏の田オーバーフロー、軽微な畦畔崩壊5箇所
平成24年9月3日	大雨	大雨・洪水警報発令、災害対策本部設置、総雨量60.0mm、最大時間雨量32.5mm 下水道マンホールポンプ(柿地区金面MP)MP制御盤ユニット破損、中学校火災報知器罹災(600千円)、多機能情報端末罹災(1,000千円)
平成24年9月18日	大雨	大雨警報発令、災害対策本部設置、総雨量88.0mm、時間最大雨量30.0mm
平成25年7月15日	大雨	大雨(土砂災害)警報発令、災害対策本部設置、総雨量28.5mm、時間最大雨量7.5mm
平成25年8月5日	大雨	大雨・洪水警報発令、災害対策本部設置、総雨量23.5mm、時間最大雨量9.5mm
平成25年8月25日	大雨	大雨警報発令、災害対策本部設置、総雨量62.5mm、時間最大雨量23.0mm
平成25年9月4日	大雨	大雨警報発令、災害対策本部設置、土砂災害警戒情報発表、総雨量110.0mm、時間最大雨量16.0mm、瞬間最大風速27.1m/s 国道53号線上町川地区の土砂崩れ、個人宅付近NTT回線断線(倒木により)
平成28年10月21日	地震	町内震度4地震発生、災害対策本部設置。(震央地名：鳥取県中部、震度6弱、M6.6)
平成30年7月5日	大雨	梅雨前線が西日本付近に停滞し、多量の水蒸気を含む空気が南風に乗って流れ込み続けたため、数十年に一度の記録的豪雨(平成30年7月豪雨)となる。 7月5日15時39分大雨警報発令。対策本部設置。同日17時50分馬桑・小坂・皆木に避難勧告発令、7月6日19時39分大雨特別警報発令、同日19時46分全町へ避難勧告発令(町では史上初、最大時約140名が避難所に避難)、7月5日朝から8日までの連続雨量413.5mm(庁舎)、住宅一部損壊1棟、床下浸水2棟、土砂崩れ等多数発生、被害総額145,000千円
平成30年9月7日	大雨	秋雨前線により大雨警報発表、災害対策本部設置、総雨量134.0mm、最大瞬間風速25.7m/s。
令和2年7月11日	大雨	梅雨前線により7月11日5時01分大雨警報(土砂災害)発表、災害対策本部設置、0時から6時までの6時間雨量41.5mm、5時から6時までの1時間雨量25mm、同日10時55分、大雨警報は注意報になり災害対策本部閉鎖、被害報告なし
令和2年7月13日	大雨	梅雨前線により7月13日21時40分大雨警報(土砂災害)発表、災害対策本部設置、24時間雨量99.0mm(小坂)、14日5時から6時までの1時間雨量10mm(小坂)、14日10時17分、大雨警報は注意報になり災害対策本部閉鎖、被害報告なし
令和3年7月7日	大雨	梅雨前線により7月7日14時6分大雨警報(土砂災害)発表、災害対策本部設置、14時15分土砂災害警戒情報発表、17時50分避難指示を発令(対象：関本、皆木、小坂、馬桑の4地区)、8日5時30分土砂災害警戒情報が解除、同時刻に避難指示を解除、8日21時4分に大雨警報は注意報になり災害対策本部閉鎖、累加雨量(42h小坂)175mm、時間最大雨量30mm、西原地内で小規模の法面崩れ2カ所発生の他、大きな被害報告なし
令和3年7月12日	大雨	梅雨前線により7月12日12時56分大雨警報(土砂災害)発表、災害対策本部設置、16時27分に大雨警報は注意報になり災害対策本部閉鎖、被害報告なし(13時以降の降水量2.5mm)

令和3年8月13日	大雨	秋雨前線により8月13日16時11分大雨警報（土砂災害）発表、災害対策本部設置、14日22時40分土砂災害警戒情報発表（夜間であり今後の降雨量が少ないとの予報により避難情報は発令せず）、15日8時0分土砂災害警戒情報が解除、8日8時5分に大雨警報は注意報になり災害対策本部閉鎖、累加雨量（48h小坂）250mm、時間最大雨量23mm（14日23時頃）、高円地内で圃場の法面崩れ1カ所発生 の他、大きな被害報告なし
令和4年7月3日	大雨	19時00分大雨警報（土砂災害）発表、災害対策本部設置、23時22分大雨警報は注意報になり災害対策本部閉鎖、累加雨量（6h役場）65mm、時間最大雨量（小坂23時頃）46mm、被害報告なし

台風・広戸風による被害の概況

災害発生年月日	災害の記録
昭和9年9月21日 (室戸台風)	9月20日16時から吹きはじめ翌朝3時から10時が最もひどく、風速60m/s室戸台風に基因した広戸風、被害甚大なり、5割以上の被害が100ha3割以上の被害が250ha1割以上3割未満が400ha、倒壊家屋41戸にして破損家屋は全戸に及ぶ。
昭和10年8月28日	暴風雨、風速25m/s程度であったが、水稻開花期のため被害大なり収穫皆無約25町歩、5割以上の被害130町歩であった。
昭和11年10月3日	前日の20時頃から10月3日9時まで暴風雨により水稻倒伏多し。
昭和12年9月11日	5時頃から吹きはじめ風速18m/s～20m/s家屋の大中破180戸農作物、立木の被害甚大であった。
昭和13年9月5日	10時より暴風雨。降雨甚だしく、護岸、橋梁、用水路の被害大なり。水稻皆無40haに及ぶ。
昭和14年10月17日	暴風雨になるも、稲掛を倒した程度で被害なし。
昭和16年8月15日	暴風雨、早稲に被害があった程度である。
昭和17年8月27日	午後5時頃から暴風雨となり、各所に被害あり。
昭和18年9月20日	小枝折れ、稲倒伏、瓦破損の程度なり。
昭和19年9月17日	小枝折れ、稲倒伏、脱粒。瓦破損の程度なり。
昭和19年10月7日	強風なるも被害小なり。
昭和20年9月17日	18時より翌6時まで暴風雨、農作物の被害大なり。
昭和23年9月16日	台風アイオンによる広戸風風速25～28m/s被害大なり。
昭和23年11月19日	暴風雨、各地に被害あり、農作物の被害少なし。
昭和24年7月30日	台風ヘスターにより各河川氾濫、道路橋梁流失、決潰、護岸崩壊、水田流失、水稻冠水の被害あり。
昭和24年8月15日	暴風雨、歩行困難、農作物倒伏被害多し。
昭和24年10月27日	夜来より風強く、小枝破損、落葉多し、稲掛倒伏。
昭和24年11月23日	暴風雨激しく、瓦窓ガラス破損、3日間にわたり降雨を伴い停電。
昭和25年8月25日	風強く、窓ガラス、瓦被害あり、中稲被害多し。
昭和25年9月3日	台風ジェーンにより広戸風発生、風速35～40m/s 家屋きしみ瓦破損、水稻の晩生に相当の被害多し。
昭和25年9月14日	台風キジヤの影響により1～5時まで20～25m/s 淹本、広岡、上町川、荒内西、豊沢、成松、宮内の水稻の被害特に大なり。
昭和25年10月30日	台風ルビーにより猛烈な広戸風となり、早晩より稲掛を倒す。水稻の被害少なし。
昭和26年7月2日	台風ケイト通過により、暴風雨となり、果樹の被害多く、水田冠水、家屋床下浸水。
昭和28年9月25日	台風13号により猛烈な広戸風となり、家屋の被害、農作物の被害甚大なり。
昭和29年9月18日	台風14号による広戸風、水稻被害あり。
昭和30年10月11日	台風25号により、夜半より吹きはじめ屋過ぎまで、続く、水稻倒伏、その他作物に被害あり。
昭和30年9月14日	雨台風
昭和31年8月17日	台風9号は最大風速20m/s、雨量28mmで、水稻128haのほか、リンゴ、梨、柿、大豆等に推定523万円の被害を出した。
昭和31年9月26日	短時間であるが、風力強く水稻の脱粒倒伏多し。
昭和32年8月7日	小型の暴風雨一部水田冠水。
昭和33年9月7日	風速15m/s水稻倒伏稔実不良による被害多し。
昭和33年9月17日	風速45～50m/s午後5時より翌5時まで吹きまくる。中生稲、晩生稲に被害甚大なり。極早稲品種被害まぬがれる。圃場の防風垣試験実施可成の成績をあげる。

災害発生年月日	災害の記録
昭和34年8月8日	台風6号による広戸風、水稻の倒伏華ずれより白葉枯病発生するも被害少なり。
昭和34年9月17日	小型の広戸風台風14号に基因、被害少なし。
昭和34年9月26日	台風15号による広戸風、9月25日夕方より27日午前1時までにはわたる、最大風速55m/s瓦窓ガラス飛散、高圧線切断、住家全壊10戸、半壊84戸、納屋全壊16戸、半壊6戸、その他建造物全壊45戸、半壊31戸、被害85,000千円、水稻被害額700ha 18,290千円、その他農作物被害12,080千円、山林被害15,000千円合計180,370千円、早期栽培217haについては、被害まぬがれる。
昭和34年10月7日	台風16号による広戸風10m/s、被害少なり。
昭和36年9月16日	台風18号による広戸風、中型台風、早期栽培のため被害少なし。
昭和36年10月9日	台風24号による広戸風、被害少なり。
昭和38年7月11日	集中豪雨、米軍及び自衛隊の実弾射撃により流域荒廃のため、河川氾濫多大の被害あり。(広戸風ではない)
昭和39年9月25日	台風20号による広戸風、被害少なり。
昭和39年11月7日	台風23号による広戸風、被害少なり。
昭和40年9月10日	台風23号による広戸風、午前8時～12時まで、中心気圧940mb、最大風速40m、日雨量153mm、総被害額37,603千円。
昭和40年9月17日	台風24号による広戸風、午前8時40分～午後11時20分まで、風速35～40m/s、瞬間最大風速60m/s、連続雨量237mm。
昭和40年10月7日	台風29号による広戸風、被害なし。
昭和40年11月25日	台風32号による広戸風、被害なし。
昭和42年9月12日	台風22号により晩生稲、くり、梨等に被害が出る。 (瞬間最大風速27m/s、平均13m/s)
昭和42年10月27日	台風34号による広戸風、最大風速48m/s、家屋全壊1戸、半壊1戸、破損1,044戸、非住家屋494棟3,700万円公共建物1,300万円有線放送施設等被害総額約6,960万円。
昭和43年2月15日	台風台湾坊主と呼ぶ、昭和26年以来の吹雪、豊沢付近30cm、小坂、馬桑60cm以上積もり、バスもストップ。
昭和43年6月19日	午後4時から4時50分頃、「ひょう」を伴う豪雨、雨量55mm葉タバコ、キュウリ、里芋、田植直後の苗等被害。特にタバコは全滅する。被害額8,800万円。
昭和47年7月9日～13日	9日～10日、日雨量54mm、10日～11日140mm、11日～12日170mm、12～13日40mm、雨量合計404mm、河川氾濫、水路破壊、山崩等町内被害額2億4,190万6千円。
昭和47年9月16日	台風20号16日夕方より17日午前0時まで最大瞬間風速43m/s、降雨量62mm、家屋関係2,202万円、公共建設関係880万円、有線施設65万円、農林産物関係1億5,270万3千円、被害額合計1億8,417万3千円。
昭和50年8月22～23日	台風6号による広戸風発生(最大瞬間風速22m/s)被害額19,000千円。
昭和54年9月30日	台風16号による広戸風(最大瞬間風速35m/s)被害額141,000千円。
昭和54年10月19日	台風20号による広戸風発生(最大瞬間風速40m/s、総雨量150mm)被害額578,000千円。
昭和58年9月28日	台風10号により9月28日午後広戸風発生(最大瞬間風速27.5m(午後3時48分～午後4時10分))農作物関係12,358千円、町営住宅関係100千円、農地、施設関係4,000千円、被害総額16,458千円。
昭和59年11月15日	21時より最大瞬間風速31m/s翌朝まで、農業施設、作物(イチゴ)被害、被害総額14,300千円、有線放送被害。

災害発生年月日	災害の記録
昭和60年6月30日	台風6号による広戸風発生、最大瞬間風速31.5m/s、水稻、野菜に被害、被害額68,165千円。
平成元年8月27日	台風17号により広戸風発生、最大瞬間風速27.5m/s
平成2年9月17日	20時40分台風19号による大雨、洪水、雷注意報発令、災害対策本部設置、総雨量17日～19日まで287mm、時間最大雨量30mm、最大瞬間風速46.3m/s、被害額土木施設8ヶ所36,500千円、河川5ヶ所48,000千円、農林施設34件、441,000千円、教育施設一式1,500千円、農産物116,375千円、庁舎関係一式540千円、住宅施設13件、5,500千円、総額242,515千円。
平成3年9月27日	強風注意報発令、対策本部設置、瞬間最大風速33.5m/s、教育施設一式500千円、庁舎関係一式5,000千円、有線放送一式3,000千円、東部衛生関係一式3,000千円、農産物3,975千円、総額15,475千円。
平成4年8月8日	台風10号により強風注意報発令、瞬間最大風速24m/s、総雨量74mm、時間最大雨量21mm、水稻関係一式2,969千円、農地、農業施設21件14,100千円、総額17,069千円。
平成5年5月10日	低気圧通過に伴い広戸風発生、17時50分強風注意報発令、対策本部設置、瞬間最大風速39m/s、農業施設(ビニールハウス)4,000千円、運動公園施設(樹木含む)4,417千円、総額8,417千円。
平成5年8月10日	台風7号により暴風警報大雨洪水注意報発令、災害対策本部設置、総雨量94mm、瞬間最大風速21m/s、農地、農業施設6,000千円、土木施設52,7000千円、農産物36,087千円、総額94,787千円。
平成6年9月29日	台風26号により大雨・洪水・暴風警報発令、災害対策本部設置、瞬間最大風速30m/s、総雨量49.5mm、美術館2,300千円、その他644千円、総額2,944千円。
平成9年6月28日	台風8号により暴風警報発令、災害対策本部設置、瞬間最大風速39m/s、総雨量52mm。公共建物1棟1,000千円、その他建物20棟500千円、教育施設2,470千円、その他の公共施設(街路灯・街灯・カーブミラー・有線放送)7,600千円、農産物81,695千円、被害総額97,765千円。
平成9年7月26日	台風9号により暴風警報、大雨洪水注意報発令、災害対策本部設置。瞬間最大風速22.5m/s、総雨量57mm、農産物19,413千円、被害総額19,413千円。
平成10年10月17日	台風10号により暴風警報、大雨洪水警報発令、災害対策本部設置。瞬間最大風速26m/s、総雨量146mm、農林施設65,783千円、土木施設56,803千円、観光施設3,727千円、被害総額126,313千円。
平成11年9月24日	台風18号により暴風警報、大雨洪水警報発令、災害対策本部設置。瞬間最大風速26m/s、総雨量32.5mm、農産物2,160千円、建物500千円、被害総額2,660千円。
平成13年8月20日～22日	台風11号により広戸風発生。20日7時40分強風注意報発令。21日17時災害対策本部設置。瞬間最大風速29.4m/s、農業被害52,900千円、その他の公共施設被害2,000千円。
平成14年7月9日	台風6号により広戸風発生。最大時間雨量65.5mm、総雨量121mm。農業水産業施設に3,209千円の被害を及ぼす。
平成15年8月8日	台風10号により広戸風発生。瞬間最大風速20.2m/s、最大時間雨量45.5mm、総雨量102mm。農業水産業施設5,616千円の被害を及ぼす。
平成16年8月30日	台風16号により広戸風発生。瞬間最大風速31.6m/s、最大時間雨量18.5mm、総雨量77mm。農林水産業施設2,030千円、その他公共施設420千円、農林21,768千円の被害を及ぼす。

災害発生年月日	災害の記録
平成16年9月7日	台風18号により広戸風発生。瞬間最大風速31.6m/s、最大時間雨量10.5mm、総雨量16.5mm。農林水産業施設800千円、農林24,309千円の被害を及ぼす。
平成16年9月29日	台風21号により広戸風発生。瞬間最大風速42.0m/s、最大時間雨量33.5mm、総雨量142.5mm、公立文教施設120千円、農林水産業施設8,200千円、公共土木施設37,600千円、農林53,582千円の被害を及ぼす。。
平成16年10月20日	台風23号により広戸風が発生。瞬間最大風速51.8m/s、最大時間雨量4.5mm、総雨量34.5mm。公立文教施設4,550千円、農林水産業施設88,749千円、公共土木施設2,000千円、その他公共施設74,950千円、農林677,636千円の甚大な被害を及ぼす。
平成17年9月6日	台風14号により暴風警報、大雨洪水注意報発令。公共施設、農林等、被害総額7,651千円を及ぼす。瞬間最大風速35.4m/s、総雨量106.5mm。
平成19年7月15日	台風4号接近・通過により災害対策本部設置。瞬間最大風速16.5m/s、総雨量147mmを記録するも、被害報告なし。
平成19年8月2日	台風5号により警戒態勢。風速20m/s以上の強風が吹いたが被害なし。
平成21年10月7～8日	台風18号接近により7日9時災害対策本部設置。19時30分暴風警報・大雨洪水注意報発令。瞬間最大風速32.3m/s、総雨量19mmを記録するも被害報告なし。
平成23年5月29日	台風2号接近により29日15時10分暴風警報発令。災害対策本部設置。台風接近に併せ広戸風も発生し、瞬間最大風速37.9m/sを記録する。公立文教施設1,200千円、農林水産業施設17,158千円、公共土木施設3,000千円、その他公共施設3,800千円、総額80,000千円の被害を及ぼす。
平成23年7月19日	台風6号の接近により、暴風警報発令、災害対策本部設置、瞬間最大風速18.2m/s
平成23年9月20日	台風15号接近により、20日23時47分奈義町大雨警報を発令。災害対策本部を設置。21日8時43分奈義町暴風警報発令。瞬間最大風速33.3m/s、総雨量117.5mm、被害総額16,026千円（公立文京施設2,920千円、農林13,106千円）
平成24年6月19日	台風4号接近により、19日11時57分奈義町大雨警報発令。災害対策本部設置。瞬間最大風速19.1m/s、総雨量87.5mm。被害報告なし。
平成25年9月16日	台風18号接近により、16日4時3分奈義町暴風警報発令。災害対策本部設置。瞬間最大風速33.4m/s、総雨量52.0mm。被害総額16,160千円（農産物）
平成25年10月15日	台風26号接近により、15日18時10分奈義町暴風警報発令。災害対策本部設置。瞬間最大風速39.1m/s、総雨量19.5mm。被害総額37,000千円（農産物等） 停電13地区711世帯、倒木等
平成26年7月10日	台風8号接近により強風注意報発表。災害対策本部設置、総雨量8.5mm、瞬間最大風速15.6m/s。
平成26年8月9日	台風11号接近により大雨・暴風警報発表。災害対策本部設置、総雨量105.5mm、瞬間最大風速17.3m/s。
平成26年10月6日	台風18号接近により暴風警報発表。災害対策本部設置、総雨量21.5mm、瞬間最大風速35.1m/s、被害総額8,134千円（農作物等）
平成26年10月14日	台風19号接近により大雨・暴風警報発表。災害対策本部設置、総雨量77.5mm、瞬間最大風速39.7m/s、各種公共施設破損、光ケーブル断線、瓦飛散、倒木被害。
平成27年7月17日	台風11号接近により大雨洪水・暴風警報発表、災害対策本部設置、総雨量101.0mm、最大瞬間風速22.7m/s。
平成27年8月8日	台風14号接近により、大雨洪水警報発表、災害対策本部設置、総雨量11.5mm、最大瞬間風速11.8m/s。
平成28年9月8日	台風13号接近により、大雨洪水警報発表、災害対策本部設置、総雨量54.0mm、最大瞬間風速9.1m/s。
平成28年9月20日	台風16号接近により、大雨洪水注意報発表、災害対策本部設置、総雨量30.0mm、最大瞬間風速30.5m/s。

平成29年9月17日	台風18号接近により暴風・大雨洪水警報発表。災害対策本部設置、総雨量60.0mm、瞬間最大風速32.6m/s、瓦飛散、倒木被害、農作物被害額6,380千円。
平成29年10月22日	台風21号接近により暴風・大雨警報発表、災害対策本部設置、総雨量110.5mm、瞬間最大風速46.7m/s、各種公共施設破損、瓦飛散、倒木、農作物等被害総額82,638千円。
平成30年7月28日	台風12号接近により暴風警報発表、災害対策本部設置、総雨量11.5mm、最大瞬間風速22.5m/s。
平成30年8月23日	台風20号接近により暴風・大雨洪水警報発表、災害対策本部設置、皆木・小坂・馬桑避難準備情報発令、総雨量23.0mm、最大瞬間風速15.1m/s。
平成30年9月4日	台風21号接近により暴風警報発表、災害対策本部設置、総雨量46.0mm、最大瞬間風速24.9m/s。
平成30年9月29日	台風24号により暴風・大雨警報発表、災害対策本部設置、総雨量75.5mm、最大瞬間風速35.3m/s。
令和元年8月15日	台風10号により暴風警報発表、災害対策本部設置、総雨量13.5mm、最大瞬間風速16.3m/s。
令和元年10月12日	台風19号により暴風警報発表、災害対策本部設置、最大瞬間風速40.0m/s。 人的被害なし。農作産物被害約2,100万円、建物被害約1,200万円、菩提寺大銀杏の枝が折れる。
令和4年9月19日	台風14号により3時51分暴風警報発表、災害対策本部設置、最大瞬間風速23.4m/s、総雨量125mm(関本国交省施設) 人的被害なし。小規模の倒木4件発生

(資料15)通信施設整備状況

施設の名称	施設設置場所	呼出名称番号等	備 考
岡山県防災行政無線	奈義町役場	防災なぎちょう	
加入電話	奈義町役場	—	
ファクシミリ	奈義町役場	—	
防災行政無線(移動系)	奈義町役場	防災なぎちょう	26.4.1～
	奈義町皆木	中継局(1局)	
	奈義小学校 奈義中学校 津山圏域消防組合 日本原出張所	半固定局(3局)	
	移動局	車携帯(10台) 携帯(20台)	
防災行政無線(同報系)	奈義町役場	行政なぎちょう	22.4.1～
	奈義町皆木	中継局(1局)	
	奈義町内	各地区コミュニティハウス他 屋外子局(24局)	
	奈義町内各戸	戸別受信機(2,282台)	
全国瞬時警報システム (J-Alert)	奈義町役場	—	22.4.1～
教育・公共施設監視モニター	奈義町役場	役場、奈義小学校×2、 奈義中学校×3 奈義町B&G海洋センター、 那岐山麓山の駅、奈義保育園 滝川つくし幼稚園、中央東幼稚園	23.4.1～
河川監視モニター	奈義町役場	岩倉川(上町川)、滝川(滝本) 名義川(豊沢)、淀川(西原) 高殿川(高円)、馬桑川(皆木) 馬桑川(馬桑) 全7ヶ所	23.4.1～
岡山県防災情報ネットワーク	奈義町役場	—	20.4.1～

(資料16)雨量等観測所一覧表

	観測所名	位置	設置場所	水系	観測人氏名	通報連絡方法	種別
気象台	奈義	荒内西	荒内西 2-1	吉井川	岡山地方気象台	オンライン	地域気象 観測所
国土交通省	〃	関本	関本 1102-2	〃	岡山国道事務所	テレメーター	テレメーター
町	奈義町役場	豊沢	豊沢 306-1	〃	奈義町	オンライン	雨量観測所
	〃	新吉野	上町川 1795-4	〃	〃	〃	〃
	〃	小坂	小坂 345	〃	〃	〃	〃

(資料17)土砂災害警戒区域

地区 (大字等)	番号	区域名	自然現象	土砂災害 警戒区域	特別警戒区域	告示年月日	基礎調査 箇所番号
上町川	1	623K上町川001	急傾斜の崩壊	○	○	2018年3月30日	I-1914
滝本	2	623J滝本001	地滑り	○	—	2021年3月30日	滝本広岡
広岡	3	623K広岡001	急傾斜の崩壊	○	—	2008年3月28日	I-1922
西原	4	623K西原001	急傾斜の崩壊	○	○	2018年3月30日	I-2750
	5	623D西原001	土石流	○	×(該当無)	2010年1月26日	II-71034
	6	623D西原002	土石流	○	○	2018年3月30日	II-71035
関本	7	623D関本001	土石流	○	○	2021年3月30日	I-71016
	8	623D関本002	土石流	○	○	2018年3月30日	II-71014-1
	9	623D関本003	土石流	○	○	2018年3月30日	II-71014-2
	10	623D関本004	土石流	○	○	2018年3月30日	II-71015
	11	623J関本001	地滑り	○	—	2021年3月30日	奈義北
皆木	12	623K皆木001	急傾斜の崩壊	○	○	2018年3月30日	I-1915
	13	623K皆木002	急傾斜の崩壊	○	○	2018年3月30日	I-1917
	14	623K皆木003	急傾斜の崩壊	○	○	2018年3月30日	I-2749
	15	623K皆木004	急傾斜の崩壊	○	○	2018年3月30日	II-2523
	16	623K皆木005	急傾斜の崩壊	○	○	2018年3月30日	II-2524
	17	623K皆木006	急傾斜の崩壊	○	—	2010年1月26日	II-2525
	18	623K皆木007	急傾斜の崩壊	○	○	2018年3月30日	II-2526
	19	623D皆木001	土石流	○	—	2008年3月28日	I-71040
	20	623D皆木002	土石流	○	—	2010年1月26日	II-71030
	21	623D皆木003	土石流	○	○	2018年3月30日	II-71031
	22	623D皆木004	土石流	○	○	2018年3月30日	II-71032
	23	623D皆木005	土石流	○	×(該当無)	2010年1月26日	II-71033
	24	623D皆木006	土石流	○	○	2018年3月30日	II-71036
	25	623D皆木007	土石流	○	×(該当無)	2010年1月26日	II-71037
	26	623D皆木008	土石流	○	—	2010年1月26日	II-71038
	27	623D皆木009	土石流	○	○	2018年3月30日	II-71039
	28	623D皆木010	土石流	○	○	2018年3月30日	II-71041
	29	623D皆木011	土石流	○	×(該当無)	2010年1月26日	II-71042
小坂	30	623K小坂001	急傾斜の崩壊	○	—	2008年3月28日	I-1918
	31	623K小坂002	急傾斜の崩壊	○	○	2018年3月30日	I-1920
	32	623K小坂003	急傾斜の崩壊	○	○	2018年3月30日	I-2748
	33	623K小坂004	急傾斜の崩壊	○	—	2010年1月26日	II-2518

小坂	34	623K小坂005	急傾斜の崩壊	○	○	2018年3月30日	Ⅱ-2519
	35	623D小坂001	土石流	○	—	2008年3月28日	I-71012
	36	623D小坂002	土石流	○	—	2009年3月13日	Ⅱ-71011
	37	623D小坂003	土石流	○	○	2018年3月30日	Ⅱ-71021
	38	623D小坂004	土石流	○	○	2018年3月30日	Ⅱ-71022
	39	623D小坂005	土石流	○	○	2018年3月30日	Ⅱ-71023
	40	623D小坂006	土石流	○	○	2018年3月30日	Ⅱ-71024
	41	623D小坂007	土石流	○	×(該当無)	2010年1月26日	Ⅱ-71025
	42	623D小坂008	土石流	○	○	2018年3月30日	Ⅱ-71026
	43	623D小坂009	土石流	○	○	2018年3月30日	Ⅱ-71027
	44	623D小坂010	土石流	○	×(該当無)	2010年1月26日	Ⅱ-71028
	45	623D小坂011	土石流	○	○	2018年3月30日	Ⅱ-71029
	46	623D小坂012	土石流	○	○	2018年3月30日	I-71013
	47	623J小坂001	地滑り	○	—	2012年3月27日	190
馬桑	48	623K馬桑001	急傾斜の崩壊	○	○	2018年3月30日	I-1921
	49	623K馬桑002	急傾斜の崩壊	○	○	2018年3月30日	Ⅱ-2515
	50	623K馬桑003	急傾斜の崩壊	○	○	2018年3月30日	Ⅱ-2516
	51	623K馬桑004	急傾斜の崩壊	○	○	2018年3月30日	Ⅱ-2517
	52	623D馬桑001	土石流	○	○	2018年3月30日	I-71001
	53	623D馬桑002	土石流	○	○	2018年3月30日	I-71003
	54	623D馬桑003	土石流	○	○	2018年3月30日	I-71004
	55	623D馬桑004	土石流	○	○	2018年3月30日	I-71005
	56	623D馬桑006	土石流	○	○	2018年3月30日	I-71017
	57	623D馬桑007	土石流	○	○	2018年3月30日	I-71019
	58	623D馬桑008	土石流	○	×(該当無)	2009年3月13日	Ⅱ-71002
	59	623D馬桑009	土石流	○	○	2018年3月30日	Ⅱ-71006
	60	623D馬桑010	土石流	○	○	2018年3月30日	Ⅱ-71007
	61	623D馬桑011	土石流	○	○	2018年3月30日	Ⅱ-71008
	62	623D馬桑012	土石流	○	×(該当無)	2009年3月13日	Ⅱ-71009
	63	623D馬桑013	土石流	○	○	2018年3月30日	Ⅱ-71010
	64	623D馬桑014	土石流	○	○	2018年3月30日	Ⅱ-71018
	65	623D馬桑015	土石流	○	○	2018年3月30日	Ⅱ-71020
宮内	66	623J宮内001	地滑り	○	—	2015年3月3日	189

(資料18)土石流等危険区域箇所

(1)土石流危険溪流

水系名	幹川名	溪流名	溪流所在地			砂防指定地の有無	摘要
			郡・市	町・村	字		
吉井川	吉野川	隅田川	勝田郡	奈義町	滝本	無	
〃	〃	那岐川	〃	〃	宮内	有	
〃	〃	成松川	〃	〃	成松	有	
〃	〃	淀川	〃	〃	行方	有	
〃	〃	広畑川	〃	〃	小坂	無	
〃	〃	ネコウゼ	〃	〃	馬桑	無	
〃	〃	蛇谷	〃	〃	〃	無	
〃	〃	桂谷	〃	〃	〃	有	
〃	〃	ヘグ谷	〃	〃	〃	無	
〃	〃	長保	〃	〃	皆木	無	

(2)砂防指定地(法律指定箇所)

水系級	水系名	溪流名	市町村名	大字	告示年月日	告示番号	摘要
1級	吉井川	屋敷ノ谷川	奈義町	馬桑	S44.10.7	建3502号	
〃	〃	火の谷川	奈義町	皆木	S47.3.3	建305号	
〃	〃	成松川	奈義町	成松	S24.12.2	建904号	
〃	〃	那岐川	奈義町	宮内	S24.12.2	建904号	
〃	〃	馬桑川	奈義町	馬桑	S25.3.20	建149号	
〃	〃	繁倉川	奈義町	皆木	S54.4.4	建786号	
〃	〃	菩提寺川	奈義町	関本	H4.3.23	建766号	
〃	〃	毛内川	奈義町	皆木	S53.7.18	建1199号	
〃	〃	淀川	奈義町	高円	S15.9.16	内507号	
〃	〃	淀川	奈義町	行方	S44.2.26	建416号	

(資料19)地すべり防止区域

農林水産省構造改善局所管

箇所名	位置	面積 ha	指定番号 年月日	施行状況	
				着手	未着手
滝本広岡	滝本、広岡	103.97	093号 49.2.20 578号 54.3.31	○	
奈義北	高円、関本、行方、久常 宮内、成松、豊沢	380	404号 55.3.29	○	

(資料20)急傾斜地崩壊危険箇所(自然斜面)

箇所名	位置	指定の有 無	指定年月日
風呂ノ本	上町川風呂ノ本	無	
長保	皆木長保	無	
佃	皆木佃	有	平成16年3月16日
熊田尻	皆木熊田尻	有	平成4年4月24日
森淵木目	小坂森淵木目	有	平成14年3月26日
畑屋敷	小坂畑屋敷	有	平成12年2月29日
広畑	小坂広畑	無	
北河内	馬桑北河口	無	
広岡	広岡山添	有	昭和48年3月31日
西原	西原西ノ坊堂	無	

(資料21)急傾斜地崩壊危険区域

(1)法律指定箇所

箇所名	位置	摘要	現況	
			着手	未着手
広岡	広岡	S48.3.31	○	
上皆木	皆木	H4.4.24	○	
畑屋敷	小坂	H12.2.29	○	
森刈木目	皆木・小坂	H14.3.26	○	
佃	皆木	H16.3.16	○	

(資料22)雪崩危険箇所

(1)農林部所管

箇所名	位置	保安林の指定	備考
八巻城	高円八巻城	有	
桂谷	馬桑桂谷	有	
水ナシ	馬桑水ナシ	有	
古木地山	馬桑古木地山	有	

(2)土木部所管

箇所名	位置	着手・未着手
北河内	馬桑	着手
岡	馬桑	着手
広畑	小坂	着手

(資料23)山地災害危険地区

(1) 山腹崩壊危険地区

[illegible]

(資料23)山地災害危険地区

(2)崩壊土砂流出危険地区

県民局	地区番号	地区名	位置			保安林指定	備考
			市町村	大字	字		
美作	623-1	小倉谷	〃	馬桑	小倉谷	有	
	623-2	岩坪	〃	〃	岩坪	有	
	623-3	岩坪カゲ	〃	〃	岩坪カゲ	有	
	623-4	右手谷	〃	〃	右手谷	有	
	623-5	カウゲ	〃	〃	カウゲ	有	
	623-6	タヌキオ	〃	小坂	タヌキオ	有	
	623-7	シリフリ	〃	〃	シリフリ	有	
	623-8	竹ノ上	〃	関本	竹ノ上	無	
	623-9	カウヤ	〃	〃	カウヤ	有	
	623-10	小倉口	〃	〃	小倉口	無	
	623-11	ジャダニ	〃	馬桑	ジャダニ	有	
	623-12	一ノ瀬	〃	〃	一ノ瀬	有	
	623-13	桂谷	〃	〃	桂谷	有	
	623-14	ヤナガサコ	〃	〃	ヤナガサコ	有	
	623-15	小花倉	奈義町	馬桑	小花倉	有	
	623-16	立木津谷	〃	〃	立木津谷	有	
	623-17	アセガセ	〃	〃	アセガセ	有	
	623-18	木地山	〃	〃	木地山	有	
	623-19	向イ	〃	〃	向イ	有	
	623-20	古木地山	〃	〃	古木地山	有	
	623-21	櫻ゲ谷モミヲ	〃	〃	櫻ゲ谷モミヲ	有	
	623-22	モミヲ	〃	〃	モミヲ	有	
	623-23	屋敷谷	〃	〃	屋敷谷	有	
	623-24	大石ケナル	〃	〃	大石ケナル	有	
	623-25	大倉谷	〃	〃	大倉谷	有	

[illegible]

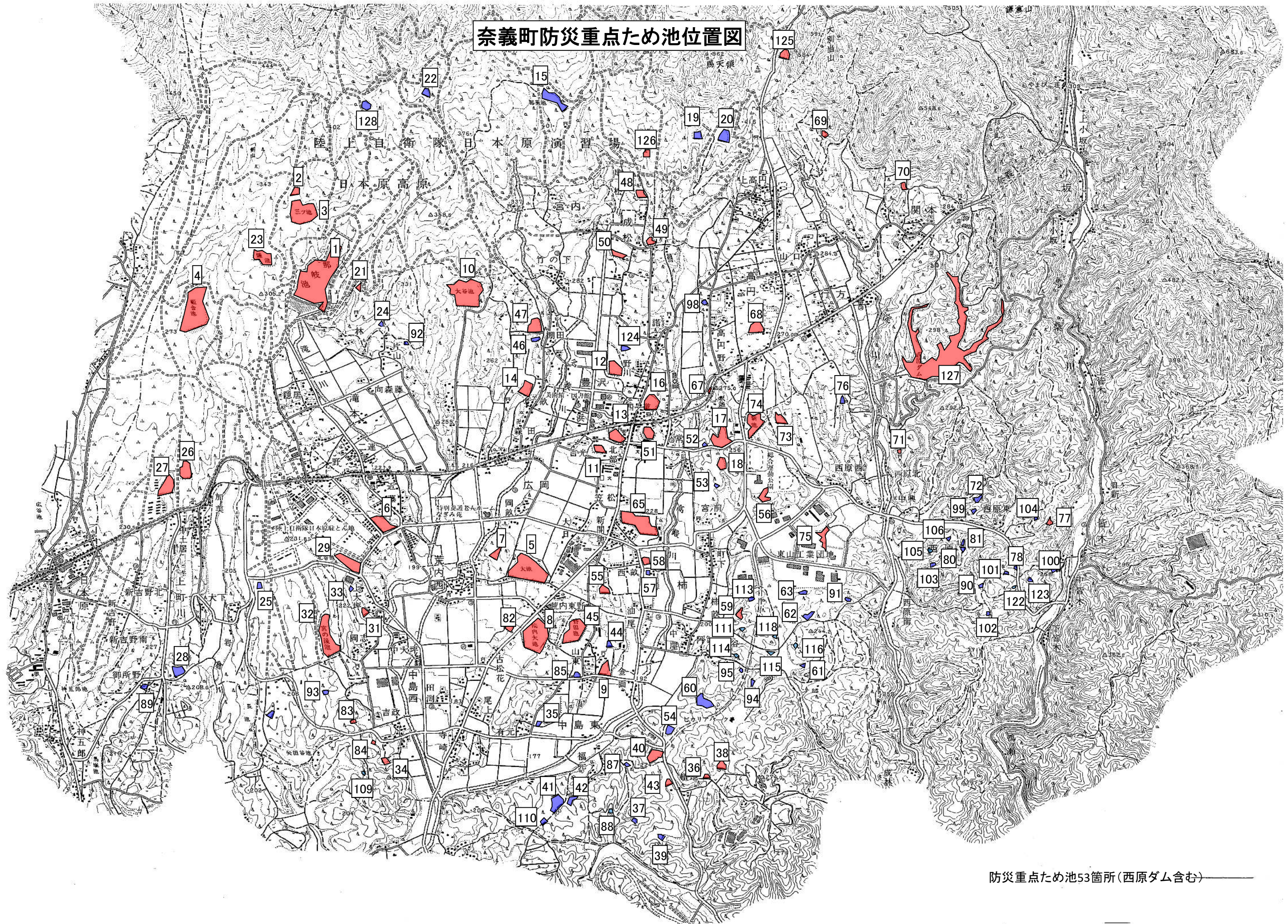
(資料24)

防災重点農業用ため池

番号	名称	地区	現行防災重点ため池	再選定防災重点ため池	備考
336230001	那岐池	滝本	○		
336230002	池の谷池上池	滝本		0	
336230003	池の谷池下池	滝本		0	上池の貯水量を含む
336230004	廠舎池	上町川		0	
336230005	大池	荒内西	○		
336230006	内松池	荒内西		0	
336230007	荒内新池	荒内西		0	
336230008	院内大池	中島西		0	
336230009	松神池	中島東		0	
336230010	大谷池	広岡	○		
336230011	市場池下池	広岡		0	
336230012	森安池	豊沢		0	
336230013	市場池	豊沢		0	
336230014	宮の谷池	豊沢		0	
336230015	那美池	宮内			
336230016	太子池	久常		0	
336230017	釈迦免上池	柿		0	
336230018	釈迦免下池	柿		0	上池の貯水量を含む
336230019	明治池	高円			
336230020	天神池	高円			
336230021	長谿池	滝本		0	
336230022	大沢池	滝本			
336230023	燧池	滝本		0	
336230024	勝負谷池	滝本			
336230025	東谷池	上町川			
336230026	新池	上町川		0	
336230027	鶴ヶ池	上町川		0	
336230028	雁谿池	上町川			
336230029	北谷池	荒内西		0	
336230031	ごんげん谷下池	中島西		0	令和4年度廃止予定
336230032	宮の後池	中島西		0	
336230033	ごんげん谷上池	中島西			
336230034	吉政屋敷池	中島西		0	令和5年度廃止予定
336230035	まこも西池	中島東			
336230036	まこも池	中島東		0	
336230037	新池	中島東			
336230038	だんご岩池	中島東		0	
336230039	西谷池	中島東			
336230040	谿の谷池	中島東		0	
336230041	百々口池	中島東			
336230042	麦搗池	中島東			
336230043	凧の池	中島東		0	
336230044	笹尾池	中島東			
336230045	野田池	中島東		0	
336230046	棚田池	豊沢			
336230047	泉池	豊沢		0	
336230048	国司池	成松		0	
336230049	新池	成松		0	
336230050	畑田池	成松		0	
336230051	古池	久常		0	
336230052	小池	久常			
336230053	奥谷池	柿			
336230054	作ヶ山池	柿			
336230055	福田池	柿			
336230056	亀かつぎ池	柿		0	
336230057	長田池	柿			
336230058	沢田池	柿		0	

番号	名称	地区	現行防災重点ため池	再選定防災重点ため池	備考
336230059	塩水池	柿			
336230060	荒神谷池	柿			
336230061	杭谷池	柿			
336230062	五太夫池	柿			
336230063	白土池	柿			
336230065	夫婦池	柿		0	
336230067	穴谷池	高円			
336230068	与左エ門池	高円		0	
336230069	小谷池	関本			
336230070	尾首池	関本		0	
336230071	大黒池	西原			
336230072	小屋ヶ谷池	西原			
336230073	高円古池	西原		0	
336230074	高円新池	西原		0	
336230075	才の奥池	西原		0	
336230076	藤谷池	西原			
336230077	堂殿池	西原		0	
336230078	才の岨池	西原			
336230080	いこぶし上池	西原			
336230081	いこぶし下池	西原			
336230082	院内小池	荒内西			
336230083	山田池	中島西		0	令和4年度廃止予定
336230084	前込池	中島西		0	
336230085	新池	中島東			
336230087	山田池	中島東			
336230089	御所の池	上町川			
336230090	木名谷奥池	西原			
336230091	長込池	西原			
336230092	片山池	滝本			
336230093	大成池	中島西			
336230094	そばが谷池	柿			
336230095	大谷池	柿			
336230098	イチナイダ池	高円			
336230099	境ヶ谷池	西原			令和3年度廃止済み
336230100	峠の岨坂口池	皆木			
336230101	善門田奥池	西原			
336230102	倉内屋敷池	西原			
336230103	木名谷下池				
336230104	御子屋敷池	西原			
336230105	山田池				
336230106	いこぶし西池				
336230108	池の上池				
336230109	ナツ免池				
336230110	百々口上池				
336230111	じいさん山田池	柿			
336230112	むくろ谷池				
336230113	塩水小池				
336230114	上山田池				
336230115	打越池	柿			
336230116	五太夫下池	柿			
336230118	新坊池				
336230121	福野池	柿			
336230122	才の岨下池	皆木			
336230123	才の岨上池	皆木			
336230124	上岡池	豊沢			
336230125	高殿新池	高円		0	
336230126	成松新池	成松		0	
336230127	西原ダム	西原	○		ため池のカウント外
336230128	藤五料池	滝本			
合計			4	45	

奈義町防災重点ため池位置図



防災重点ため池53箇所(西原ダム含む)

(資料25)消防力一覧表(令和元年度現在)

(1)現有の消防力

種 別	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ 付積載車	小型動力ポンプ	備考
本部	3	0	0	
第1分団	0	5	0	
第2分団	0	6	0	
第3分団	0	5	1	

(2)消防ポンプの基準

	基準口数	現有口数	不足数	充足率
奈 義 町	27	24	3	88.9%

(3)消防水利の基準

	基準数	現有数	不足数	充足率
奈 義 町	240	113	127	47.1%

(4)奈義町消防団

人数 区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
奈 義 町 消 防 団	1	2	4	4	21	95	223	350

(資料26)緊急食糧調達先一覧表

(1)米穀類小売販売業者名簿

業者名	所在地
(株)ライスクロップ長尾	奈義町柿399

(2)炊出し実施予定箇所及び方法

場所	施設名	炊出し能力	給食施設 有無
新吉野	コミュニティハウス	有	無
上町川	コミュニティハウス	有	無
滝本	コミュニティハウス	有	無
荒内西	コミュニティハウス	有	無
中島西	コミュニティハウス	有	無
中島東	コミュニティハウス	有	無
柿	コミュニティハウス	有	無
久常	コミュニティハウス	有	無
広岡	コミュニティハウス	有	無
豊沢	コミュニティハウス	有	無
成松	コミュニティハウス	有	無
宮内	コミュニティハウス	有	無
西原	コミュニティハウス	有	無
皆木	コミュニティハウス	有	無
行方	コミュニティハウス	有	無
高円	コミュニティハウス	有	無
関本	コミュニティハウス	有	無
小坂	多目的集会施設	有	無
馬桑	コミュニティハウス	有	無
広岡	小学校	有	有
豊沢	文化センター	有	無
久常	中学校	有	無
柿	奈義町B&G海洋センター	有	無

(資料27)医療施設一覧表

名称	医師数	専門	看護師数	場所	TEL
奈義ファミリー クリニック	6	内科・小児科・ 在宅療養支援診 療	6	豊沢292-1	36-3012
野々上医院	1	内科・麻酔科・ リハビリテーション 科	2	滝本1332-1	36-8282
小川歯科医院	1	歯科	3	久常374-20	36-6480
なぎとよふく デンタルクリニック	1	歯科	1	滝本1426-1	36-6688